

BTMU

中国月報

第87号 (2013年4月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 始動する産業再編

■ 経済

- ◆ 所得階層別消費支出と普及率から探る消費伸び悩みの背景と若干の展望

■ 産業

- ◆ 中国石炭業界（前編）

■ 人民元レポート

- ◆ 近年の社債市場の拡大と、発行増加が続く「城投債」について

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～深圳市前海現代サービス協力区における最新の優遇政策について
- ◆ 法 務：最近の中国ビジネスにおける商業賄賂の問題
—商業賄賂の基礎知識、対応策などを中心に—

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ 始動する産業再編
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■ 経 済

- ◆ 所得階層別消費支出と普及率から探る消費伸び悩みの背景と若干の展望
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 ……………6

■ 産 業

- ◆ 中国石炭業界（前編）
三菱東京UFJ銀行（中国）企画部 企業調査チーム ……………11

■ 人民元レポート

- ◆ 近年の社債市場の拡大と、発行増加が続く「城投債」について
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………19

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～深圳市前海現代サービス協力区における最新の優遇政策について
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………24
- ◆ 法 務：最近の中国ビジネスにおける商業賄賂の問題
—商業賄賂の基礎知識、対応策などを中心に—
北京市金杜法律事務所 ……………27

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「始動する産業再編」は、今年1月に発表された9業種の産業再編の実施要領について、概要を整理しています。再編の対象は、自動車、鉄鋼、セメント、船舶、電解アルミ、レアアース、電子情報、医薬、農業の9業種で、2015年までにそれぞれ上位企業に生産・販売を集約するとしています。背景には、重複建設が深刻、自主革新能力が弱い、市場競争力が弱い、といった問題があり、再編を通して産業構造の高度化と経済発展方式の転換を図り、国際競争力を強化しつつ持続的発展を実現することにあると言えます。日本企業・日系企業としては、いずれ再編があることを前提に、中国企業との関係を考え直すことが必要で、競争相手としても、取引相手としても、再編の狙いが何か、事業戦略や発展の方向性がどうか、株主構成や企業集団の中の位置付けがどうなるのか等を知る必要があると指摘しています。

経済「所得階層別消費支出と普及率から探る消費伸び悩みの背景と若干の展望」は、中国政府の主要政策の一つに消費拡大が謳われるなか、先頃政府が打ち出した所得分配制度改革が消費にもたらす効果について考察しています。耐久消費財の費目別所得弾性値と所得階層別耐久財普及率のデータを併せてみると、高成長を背景とした所得増加に伴い、都市世帯で耐久財の普及率が一定の充足水準に達していることが、所得弾性値を押し下げる一因になっている可能性がある一方で、ビデオカメラ、ピアノ、自動車といった教育教養娯楽関連の耐久財は、所得弾性値が上昇傾向にあると指摘しています。中国政府は、中・低所得層の所得増加支援を通じた所得分配制度改革を打ち出しましたが、こうした耐久財については、中・低所得層の所得が増えれば購入が増加する可能性があるため、長年の課題である消費の拡大は、所得分配制度改革の後押しを受けて徐々に進む可能性があるとの展望を示しています。

産業「中国石炭業界（前編）」は、中国の主要産業の一つである石炭業界の現状と今後の見通しについて纏め、前編では足元の概要と市場動向を整理しています。中国は、火力発電への依存度の高さを背景に、世界最大の石炭消費国となっています。また、石炭生産量は自給可能な水準にあるものの、生産地から消費地までの輸送インフラが未整備なために輸入石炭への依存度も高く、世界最大の輸入国でもあります。需給動向を見ると、国内消費量は、足元、経済成長の鈍化から伸びが減速傾向にあり、生産量も大型炭鉱の開発が進められる一方で、老朽化炭鉱が閉鎖されているため、全体として伸びが減速傾向にあるとしています。こうした中、安価な輸入石炭の流入増加と国内需要の伸びの鈍化を受けて石炭在庫が積み上がり、国内石炭価格は下落しており、国内石炭と輸入石炭の価格差は縮小傾向にあると指摘しています。

人民元レポート「近年の社債市場の拡大と、発行増加が続く『城投債』について」は、2012年の地方政府融資プラットフォームによる「城投債」の発行額が急増するなか、「城投債」の発行増加の背景を探り、中国の社債市場について展望しています。「城投債」の発行増加の要因は、中国が経済成長の維持と都市化の進展のために多額のインフラ投資が必要となる一方で、その担い手の地方政府は財政運営に関する法規制等により財源不足の状況にあったため、地方政府融資プラットフォーム（地方政府がインフラ建設等の公共投資を行う為に財政資金等の出資で設立した企業）が資金調達手段の一つとして社債発行を活発化させたことと指摘しています。「城投債」は、インフラ建設に有効な資金調達手段である一方、事業の不透明性、暗黙の政府保証という不安定性等の課題を抱えていることから、今後、「城投債」に対する規制を通じて収益事業への特化、透明性の向上を図っていくと同時に、規制強化の代替として地方政府が柔軟に政府債券を発行できる仕組みの構築が必要であり、そうした一連の規制や改革が債券市場の一層の規模拡大、成長に結びつくことが期待されるとしています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、2012年6月に国務院が発表した深圳市前海現代サービス協力区における金融、現代サービス業の発展を奨励する政策に基づく最新の優遇政策のうち、「クロスボーダー人民元貸付」「個人所得税還付」「人材認定」に関する規定の内容と留意点についての解説です。

法務「最近の中国ビジネスにおける商業賄賂の問題—商業賄賂の基礎知識、対応策を中心に—」は、中国で頻発する医療、教育、入札、政府調達といった分野での商業賄賂に対し、政府が取締指導チームを組成して規制を強化する中、外資系企業の摘発事例も増えている状況を受けて、中国の「商業賄賂」の問題について解説しています。中国の商業賄賂の基本概念、構成要件、法的責任等を概説した上で、具体的に①リベートと割引、②贈答、③飲食、研修、④手数料、⑤協賛、⑥従業員、代理店の行為、⑦財務帳簿の取扱いといった問題を挙げ、外資系企業はその対応として、①法律知識等の情報収集、②社内ルールの整備、③政府機関との対応法、への留意が肝要で、他社の事例も参考に予防・対応策の確立に向けて真剣に取り組むことが必要と指摘しています。



始動する産業再編

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
海外アドバイザー事業部
顧問 池上隆介

今年から再来年の 2015 年にかけて、中国では大がかりな産業再編の動きが活発化しそうである。

今年 1 月、国務院 12 部門から 9 業種の再編の実施要領が発表された（注 1）。これは 2010 年の国務院の再編指針（注 2）を受けて出されたものだが、それから 2 年半を費やしたせいも、大胆かつ具体的な目標が提起されている。9 業種は、自動車、鉄鋼、セメント、船舶、電解アルミ、レアアース、電子情報、医薬、農業で、2015 年までにそれぞれ上位企業に生産・販売を集約するというものである。

3 月に開催された全人代での政府活動報告の中でも、今年の重点活動として「地区・業種・所有制を越えた合併・再編の奨励」があげられたが、今回の全人代で新政権の組織・人事が固まったこともあり、今後、本格的に推進されるものと思われる。

これらの業種の再編は、日本企業・日系企業にとって、当事者企業との競争上も取引や資本提携の上でも大きな影響を及ぼす。また、これらの再編が契機となって、他の業種の再編も加速し、更に広範な企業に影響が及ぶことも予想される。そこで今回は、9 業種の再編について概要を整理することとした。

再編計画の概要

上記の 9 業種は、再編の重点業種とされるものである。2010 年の国務院指針では、「自動車、鉄鋼、セメント、機械製造、電解アルミ、レアアース等」とされていたが、今年 1 月の実施要領では機械製造が船舶に変わり、更に電子情報、医薬、農業が追加された。各業種の目標は、別表の通りである。

一部の業種では以前から再編の数値目標があった（注 3）が、実施要領ではその他の目標や重点も合わせて具体的に示されている。

自動車は、2 年後の 2015 年までに上位 10 社の産業集中度を 90% に高めることが目標とされている。中国の自動車組立メーカーは現在 171 社あると言われるが、もともと大企業と中小企業の格差は大きく、2010 年の時点で上位 10 社の産業集中度は 82.2% とされていた（注 4）。しかし、これを 90% に上げるとなると、多くのメーカーが合併・買収や淘汰の対象にならざるを得ない。

鉄鋼も、同じく上位 10 社の産業集中度を 60% 程度に高める目標だが、全体の生産能力は 2012 年末で 10 億トンに達しているため、10 社で 60% となると、1 社あたり平均で 6 千万トンの生産能力を持つ必要がある。しかし、現状は、最大の鉄鋼メーカーである河北鋼鉄でも 4500 万トンにすぎない。生産量で言っても、2012 年の上位 10 社の粗鋼生産量は全体の 45.94% にすぎず、上位 20 社でようやく 60.98% に達する（注 5）。したがって、鉄鋼業でも大がかりな合併・買収、淘汰が避けられない。

<重点業種の再編目標>

業 種	主 な 目 標
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015 年までに上位 10 社の自動車組立企業の産業集中度を 90% とし、3~5 社のコアコンピタンスを持つ大型自動車企業集団を形成。 ✓自動車組立企業は水平連合。経営資源の統合により、製品系列の最適化、コスト低減、稼働率向上、自主ブランド発展、コアコンピタンス育成、規模拡大、集約化を実現。 ✓自動車部品企業は、規模拡大、自動車組立企業との長期戦略協力、戦略的提携、分業・協業化を実現。

業 種	主 な 目 標
鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015年までに上位10社の鉄鋼企業集団の産業集中度を60%程度とし、3～5社のコアコンピタンスと国際的影響力のある企業集団と6～7社の地域市場での競争力のある企業集団を形成。 ✓重点は、大型鉄鋼企業集団の地区・所有制を越えた合併、技術改造、劣後した生産能力の淘汰、地域分布の最適化、市場競争力の向上、外国の鉄鋼企業との合併。
セメント	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015年までに上位10社のセメント企業の産業集中度を35%とし、3～4社のクリンカ生産能力1億トンの企業、鉱山・骨材・コンクリート・セメント基礎材料・製品の産業チェーン、コアコンピタンスと国際的影響力のある建材企業集団を形成。 ✓重点は、基幹セメント企業の地区・所有制を超えた再編、合併・持分買収・資産買収・資産組換え・債務組換えなど多様な方式での強強連合、困窮企業と中小企業の改造、生産能力の合理的分布の実現。
船舶	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015年までに上位10社の造船量70%以上、世界の造船企業上位10社中6社以上とし、5～6社の国際的影響力のある海洋工事設備元請会社と専門下請会社と若干の国際競争力のある船舶修理ブランド企業を形成。 ✓大型基幹造船企業を中核とする地区・業界・所有制を越えた再編を推進。
電解アルミ	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015年までに若干のコアコンピタンスと国際的影響力のある電解アルミ企業集団を形成し、上位10社の精錬生産量を90%とする。 ✓有力企業による劣後企業の合併、地区・業界・所有制を越えた再編を支援。
レアアース	<ul style="list-style-type: none"> ✓大企業の資本提携、事業統合・合併・資産組換えなどの方式による経営資源の統合を支援。
電子情報	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015年までに5～8社の販売収入1千億元超の大型基幹企業、5千億元超の大企業を育成。 ✓資本提携による経営資源の統合と産業の融合を推進。
医薬	<ul style="list-style-type: none"> ✓2015年までに上位100社の販売収入を全体の50%以上とし、基本薬物主要品種の販売量上位20社の市場シェアを80%とし、基本薬物生産の大規模化・集約化を実現。 ✓研究開発と生産、原料と製剤、漢方薬材と漢方製剤の企業間統合、同種製品企業の強強連合、有力企業による合併を奨励。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ✓農業産業化リーディング企業の合併再編、買収、株式支配等方法により、大型企業集団を設立することを支援。

再編の理由・目的

これら9業種で再編を推進する理由について、国務院の再編指針では、一部業種の重複建設が深刻、産業集中度が低い、自主革新能力が弱い、市場競争力が弱いと述べられている。

重複建設が深刻ということは、生産能力や供給が過剰であることを意味している。その状況は、例えば自動車では、主要乗用車メーカー36社の生産能力は2010年には1173万台だったのが今年には2065万台と3年で76%も増え、その結果、平均稼働率は110%から75%に下がる見通しである(注6)。鉄鋼では、2012年の粗鋼生産量が7.1億トンだったのに対して、生産能力は9.2億トンに達しており、更に建設中の製鉄所の生産能力が1.5億トンに上っている。こうした中で企業の収益は悪化しており、鉄鋼の場合、業界団体に加盟している約80社の売上総額は3兆5千億元余りだが、利益総額はわずかに16億元で、赤字企業が23社と前年の15社から大幅に増えている(注7)。セメント、船舶、電解アルミも同様に生産能力が過剰である。これらの業種では、全体を統廃合し、生産能力を淘汰することが目指されている。

レアアースについては、国外の需要減少で生産能力が過剰となっているが、それよりも生産規模や技術・設備レベルの面で参入条件を満たさない企業が多いことが問題で、全体の2割を淘汰する必要があるという(注8)電子情報、医薬、農業は、上記の業種に比べると国際競争力が弱い。ただし、今後、成長が期待できることから、業種をリードする大型企業を育成することを主眼に、再編を進めるとみられる。

一方、再編の目的は、産業構造の高度化と経済発展方式の転換を図り、持続的発展を実現することとされている。これは、以前から政府の重要課題とされているものだが、実はそれ以外に国際競争力の強化ということがあるように思われる。

それは、世界的に二国間・多国間の自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の締結に向けた動きが活発になる中で、中国もそれに積極的に取り組んでおり、今以上の市場開放が不可避と見ていることと関係している。昨年11月の第18回共産党大会で胡錦濤総書記(当時)が行った政治報告では、「より積極的、主動的な開放戦略を実行する」ことが提起されたが、FTAやEPAの推進もそれに含まれるとみられる(注9)。今年3月の全人代では陳徳明商務部長(当時)が記者会見を行い、中国政府のFTA、EPAに対する態度について次のように説明している。

- ✓ 我々は、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)にしるTTIP(環大西洋貿易投資連携協定)にしるRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)にしる、全て透明・包容で第三者を排除するものではないことを希望している。
- ✓ (我々の更なる開放の構想の1つは)全世界との経済的統治で、多国間貿易体制の維持、自由貿易圏の設立、更に公平で開放的な国際貿易環境の創設を含むが、この面で我々にはいくつかの任務がある。第1は米国との投資保護協定の交渉で、双方が共に積極的に推進することである。第2は中日韓・RCEP・ASEAN+6の自由貿易協定、オーストラリア・中東湾岸6カ国との自由貿易協定の交渉を積極的に推進することである。アイスランド・スイスとの交渉は、既に終わりの段階にある。

このように、中国もより高いレベルでの貿易・投資の自由化を追求している。そうした中で国際競争がこれまで以上に激しくなり、また政府が国内企業を保護することは許されなくなると予想されることから、そのためにも再編による競争力向上が必要と考えているように思われる。なお、3月の全人代では商務部長が陳徳明氏から副部長だった高虎城氏に交代したが、高氏は2010年から中国政府の国際貿易交渉代表を兼任している。この人事は、中国がFTAやEPAを積極的に進めていこうとする意欲の表れと言える。

過去の再編実績

産業再編については、政府が以前から推進の方針を示している。初めて提起されたのは、江沢民・朱鎔基政権から胡錦濤・温家宝政権に代わった2003年で、当時、既に生産能力が過大になっていた鉄鋼、電解アルミ、セメントに対して投資を抑制する施策として、業種内の再編が提起された(注10)。

その後、多くの業種で投資が過熱するに従って、他の業種についても再編の方針が打ち出されるようになった。第12次5カ年計画(2011~15年)では、製造業各業種で再編が重点目標とされている。一方、以前から国有企業の改革が行われてきたが、その方針が2006年を境にそれまでのミクロレベルでの収益改善からマクロレベルでのグローバル化に大きく転換し、それに伴って国有企業の戦略的再編が重点課題にあげられるようになっていく。

このように、10年も前から産業再編が言われ続けてきたが、現実にはあまり進んでいない。大企業による中小企業の合併・買収は一部あるものの、大企業同士の再編はほとんどない状況である。例えば、自動車では、第一汽車(長春)の天津汽車買収(2002年)、長安汽車(重慶)と江鈴汽車(南昌)の合併(2005年)、広州汽車と奇瑞汽車の新型車の共同開発・生産(2012年)くらいしかない。鉄鋼でも、大型再編は首都鋼鉄と唐山鋼鉄の合併(2005年)だけである。宝山鋼鉄による包頭鋼鉄買収の協議は2006年に始まったとされるが、未だに決着をみていない。

再編の阻害要因

国務院が再編を呼びかけても進まないのは、それを阻む要因があるからである。国務院の指針では、「制度障害」を除去すべきであるとして、①合併・再編を制限する地方の規定の整理、②地区間の利益分配関係の調整、③民間資本の市場参入の緩和があげられている。要するに、政府の地方保護主義、地元優先主義と国有資本優先主義が阻害要因ということである。

中でも②が問題と思われる。利益分配関係とは、財政・税収の分配と統計数値の帰属を指している。もし他の地区の企業に吸収合併や買収をされると、国からの財政交付や税収が減る。指導者の業績を表す統計数値も他の地区に行ってしまう。そういうことがないように、地方政府同士で話し合って決めてよいというのが国務院の指針である。

もっとも税収については、国務院がこの数年、改善措置を採っている。例えば、総会社と分公司の企業所得税の分担・税収分配の割合を公平にしている。これは、地区を越えた吸収合併で一方が分公司となった場合に、その所在地区の税収が減少しないように配慮したものである（注 11）。また、再編取引にかかる各種の税を一定の条件の下で非課税としている（注 12）。ただ、これらの措置はまだ定着していないため、地方政府間の話し合いによる決定を認めたものと思われる。

統計数値は、地方の指導者にとって業績評価を左右する重要な根拠である。他の地区の企業との再編によって、生産や税収、雇用の統計数値が下がることは業績評価の低下につながる。国務院が統計数値の帰属を地方政府間の話し合いに委ねたのも、こうした地方の事情に配慮したものだだろう。

なお、①については、国務院が以前から地方政府に要求しているところであり、また③については、本誌 2012 年 8 月号掲載の拙稿の通り、昨年から多くの産業・分野で着手されている。

再編の手法

国務院 12 部門の指導意見では、より具体的な再編促進策が述べられているが、その趣旨は市場と企業の自主性に基づく取引を第 1 とし、政府は政策・措置を整備して誘導するというものである。

- ✓ 企業自身の発展戦略・計画に基づいて、合併・再編の対象企業を確定する。
- ✓ 合併・再編における矛盾・問題、特に市場・財務・従業員再配置などのリスク及び国際合併・買収の場合のリスクについて、対応策・措置の制定を指導する。
- ✓ 合併・再編後の企業間の人・文化・管理の融合に関して、会社のガバナンスの改革、業務プロセスの再構築、生産要素の適正配置、管理モデルの革新を指導する。
- ✓ 各地区の工業・情報化部門と関係部門が協調を図り、合併・再編において実際に発生した問題を解決する。
- ✓ 各地区の関係部門が財政、租税、金融サービス、債権・債務、従業員再配置、土地、鉱産物資源配置などの政策・措置を着実に実行する。
- ✓ 合併・再編に不利な政策・規定・手法、特に外地の企業による合併・再編を制限する規定を取り消す。また、地区間の協議により財政・税収分配と統計数値の帰属の問題を解決する。
- ✓ 合併・再編に関する法律・産業政策遵守の監督、手続きの規範化、企業の交流機会の拡大、情報提供などの管理サービスを適切に行う。

要は、政府としては、企業の合併・再編取引に直接関与するのではなく、企業の計画策定や組織改革を指導し、問題の解決を図り、あるいは環境を整備することで、合併・再編を推進しようということだろう。

ただ、政府が産業再編を提唱してから 10 年を経過しても大きな進展がなかった状況で、前述したような大胆な目標が 2~3 年のうちに実現できるのだろうか。その成否は、まずは再編の主体である企業自身の意思によるが、地方政府が再編を誘導・支援するためにどれだけ真摯に取り組むかにもかかっていると思われる。そのことはまた、新政権が威信を示せるかどうかにかかっていると言えるだろう。

日本企業・日系企業としては、いずれ再編があることを前提に、中国企業との関係を考え直さなけ

ればならない。競争相手としても取引相手としても、再編の狙いが何か、また事業戦略や発展の方向性がどうか、株主構成や企業集団の中の位置付けがどうなるのかなどを知る必要がある。今後、再編の動きが活発になるとみられる中で、その動向に注目しておきたい。

- (注1) 「重点業種企業の合併再編促進に関する指導意見」(工業・情報化部等12部門、工信部聯産業[2013]16号、2013年1月22日公布・実施)
- (注2) 「企業合併再編の促進に関する意見」(國務院、国発[2010]27号、2010年8月28日公布・実施)
- (注3) 例えば、「工業轉型昇級計画(2011-2015年)」(国発[2011]47号、2011年12月30日發布・実施)では、自動車、鉄鋼、セメント、船舶について再編の数値目標が示されている。
- (注4) 注3に同じ。
- (注5) 「鉄鋼企業の再編は上半期に細則發布、国有資本の流動にはなお障害」(『經濟觀察報』2013年2月2日記事)。 <http://www.eeo.com.cn/2013/0202/239731.shtml>
- (注6) 「稼働率75%に満たず、政策が自動車企業の再編を推進」(『中国証券網』、2013年1月24日記事)。 <http://auto.sohu.com/20130124/n364508266.shtml>
- (注7) 注5に同じ。
- (注8) 「レアアースの新政策は20%の生産能力淘汰を見込む、企業の合併・再編を推進」(『新京報』、2012年8月7日記事)。
http://news.xinhuanet.com/energy/2012-08/07/c_123541075.htm
- (注9) 「より積極的主動的な開放戰略」については、第18回党大会での胡錦濤總書記(当時)の政治活動報告の中で、次のように述べられている。「經濟のグローバル化という新情勢に適応し、より積極的主動的な開放戰略を實行し、相互に利益があり、多角的バランスのとれた、安全で効率の高い開放型經濟体系を整備しなければならない。」
- (注10) 「国家發展改革委員会等部門の鉄鋼・電解アルミ・セメントのやみくもな投資の制止に関する若干の意見」(国弁発[2003]103号、2003年12月23日發布・実施)
- (注11) 現行の措置についての規定は、次の通り。
- ・「省市を跨ぐ總分機構の企業所得稅分配及び預算管理弁法」(財政部・國家稅務總局・中國人民銀行、財預[2012]40号、2013年1月1日實施)
 - ・「地区を跨ぐ經營の企業所得稅合算納稅徵收管理弁法」(國家稅務總局公告2012年第57号、2013年1月1日實施)
- (注12) 再編にかかる各種稅の非課稅規定は、次の通り。
- ・「企業再編業務の企業所得稅處理の若干の問題に関する通知」(財政部・國家稅務總局、財稅[2009]59号、2008年1月1日實施)
 - ・「納稅者の資産再編の増値稅關連問題に関する公告」(國家稅務總局公告2011年第13号、2011年3月1日實施)
 - ・「納稅者の資産再編の營業稅關聯問題に関する公告」(國家稅務總局公告2011年第51号、2011年10月1日實施)

(執筆連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部

住所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



所得階層別消費支出と普及率から探る消費伸び悩みの背景と若干の展望

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. はじめに

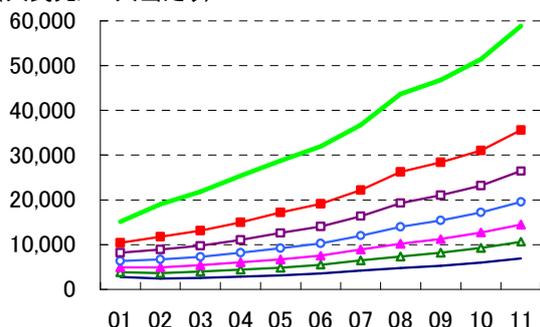
中国は今、投資・輸出主導の高成長モデルから消費・投資・輸出の3つの需要のバランスが取れた安定成長モデルへの転換を目指している。先日発表された今年の政府の主要政策にも消費の拡大を促し、経済成長に対する消費の寄与度を高めることが謳われている。

消費の拡大テンポが遅い理由として制度、インフラをはじめ様々な要因が指摘されているが、本稿では高成長時代に都市世帯で耐久消費財の普及が急テンポで進み、一定の充足水準に達したことが消費の拡大テンポを鈍らせる一因となっているのではないかという点について検証したうえで、先頃、中国政府が打ち出した所得分配制度改革が消費にもたらす効果について考えてみた。

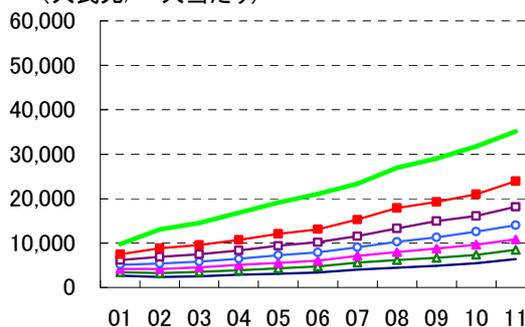
2. 所得階層別消費性向は総じて低下傾向が続く

まず、2001年以降の所得階層別¹の所得水準、消費支出水準と消費性向（消費支出÷可処分所得×100）の推移をみてみた（図表1～3）。

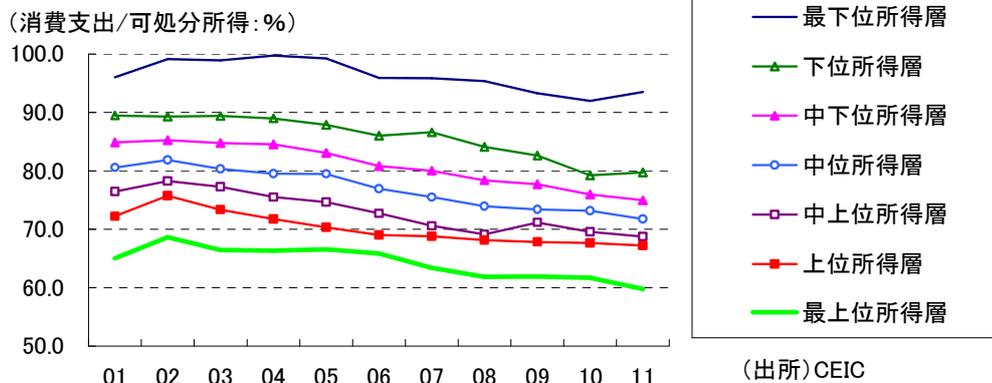
図表1. 所得階層別可処分所得水準の推移
(人民元/一人当たり)



図表2. 所得階層別消費支出水準の推移
(人民元/一人当たり)



図表3. 所得階層別消費性向の推移



¹ 都市世帯は一人当たり所得水準によって①最上位10%、②上位10%、③中上位20%、④中位20%、⑤中下位20%、⑥下位10%、⑦最下位10%の7つの所得階層に分類される。本稿で用いる所得階層別の消費支出ならびに所得の原データは都市世帯のサンプル調査。

前頁図表1～3から明らかなように、各所得階層とも可処分所得の増加を背景に消費支出を拡大させているが、そのテンポは総じて所得の増加テンポに比べて遅く、結果として消費性向に低下傾向がみられる。ただし、階層別に詳細にみると、最下位10%の層は所得の9割以上を消費に回しているのに対して、最上位10%の層は所得の約6割しか消費に回しておらず、所得階層によって消費性向の水準に大きな格差がみられる。また、2001年から2011年にかけて消費性向の低下幅が最も大きかったのは中下位20%の層の9.9%ポイント(84.9%⇒75.0%)で、次いで下位10%層の9.8%ポイント(89.5%⇒79.7%)、中位20%層の8.8%ポイント(80.6%⇒71.8%)、中上位20%層の7.7%ポイント(76.4%⇒68.7%)となっている。一方、最上位10%層の消費性向の低下幅は5.3%ポイント(65.1%⇒59.8%)、上位10%層は5.1%ポイント(72.2%⇒67.2%)と上位層の消費性向の低下幅は相対的に小さい。また最下位10%層の消費性向の低下幅が2.5%ポイント(96.0%⇒93.5%)と最も小さかった。

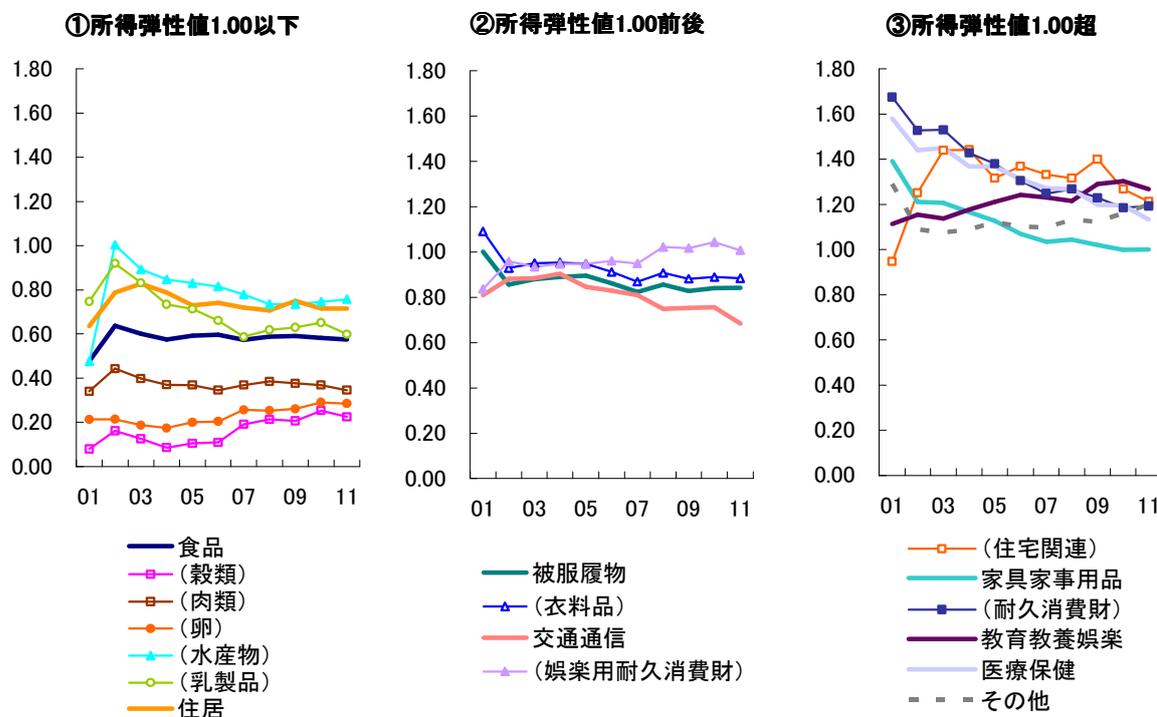
3. 低下する耐久財消費支出の所得弾性値

次に先行研究²を応用し、都市世帯の所得階層別費目別消費支出と可処分所得のデータを使って費目別消費支出(C)の可処分所得(Y)に対する弾性値(b)を下記の式を想定し、年毎のクロスセクションで推計してみた。なお、所得階層毎のウェイトは先行研究にならい前頁脚注に示した各所得階層の全世帯に占める割合を用いた。計算結果を図示したのが下掲図表4である。

$$\log C_{it} = a + b \times \log Y_t$$

C_{it} : t年のi費目の一人当たり消費支出額; Y_t : t年の一人当たり可処分所得額

図表4. 費目別所得弾性値の推移



(注)太線の費目は大項目、()付きの細線の項目は大項目の構成費目。

(出所)中国統計年鑑、CEICのデータをもとに筆者推計。

² 河原昌一郎、明石光一郎(2009年)「中国都市部の食料消費構造の変化と日本の対中国農水産物輸出」『農林水産政策研究』第15号(2009)、1～18ページ。

ここでは図表を見易くするために所得弾性値 (b) の水準が①1.00 以下、②1.00 前後、③1.00 超の3つのグループに分けて図示した。所得弾性値 (b) の値が大きくなるほど、所得階層間で当該費目に対する支出額の格差が大きいことを示している。

食品ならびに穀類、肉類など食品の構成費目、そして光熱費を含む住居への支出は所得弾性値が1.00 以下のグループ①であり、所得階層による消費支出額の格差が相対的に小さいことが示されている。また、その弾性値の水準は推計期間中、ほぼ一定である。

これに対して被服履物ならびにその構成費目である衣料品、交通通信、娯楽用耐久消費財からなるグループ②の所得弾性値は食品などグループ①の費目に比べて大きく、その分、所得階層間でこれらの消費支出額に格差があることが示唆されている。ただし、その中でも交通通信費については所得弾性値の低下傾向がみられ、階層間の支出格差は縮小傾向にあることが示唆されている。これに対して娯楽用耐久消費財の所得弾性値はわずかながら上昇傾向にあり、所得水準によって消費支出額の格差が徐々に大きくなっていると考えられる。

グループ③の費目はいずれも所得階層間で消費支出額に相対的に大きな格差があるとみられるものである。ただ、グループ②で弾性値の上昇傾向が見られた娯楽用耐久消費財を含む教育教養娯楽への支出について弾性値の上昇傾向がみられる以外は、総じて弾性値は低下傾向にあり、所得階層間の消費支出格差が縮小傾向にあることが示唆されている。

中でも注目されるのは家具家事用品の構成費目である耐久消費財の所得弾性値の大幅な低下である。依然として相対的にみれば、所得階層間の耐久消費財購入額の格差は大きいものの、その差は他の費目に比べて比較的速く小さくなっていることが示唆されている。

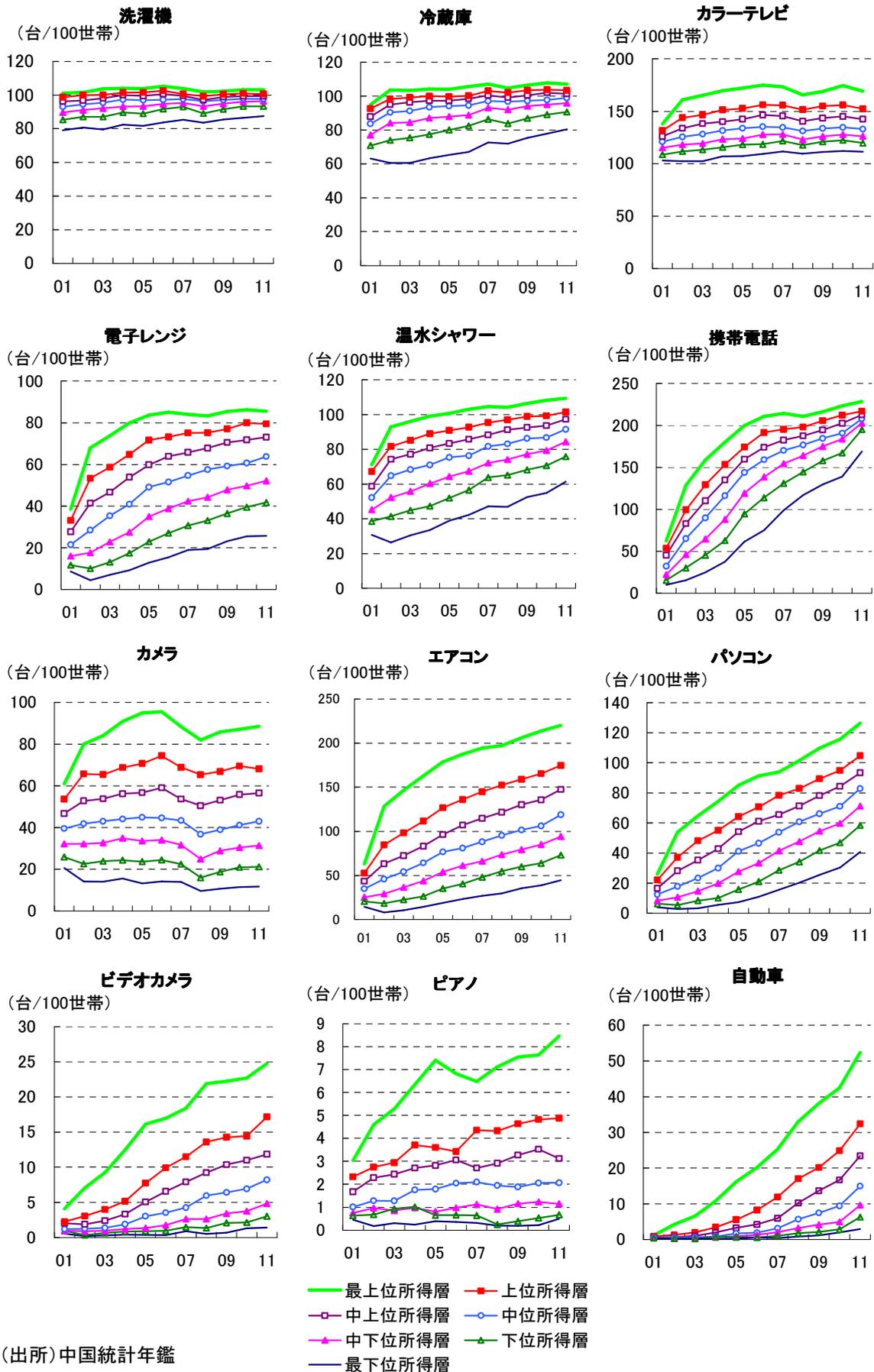
4. 所得階層別耐久財普及率が示唆する消費の現状

耐久財の消費についてどうしてこのような傾向がみられるのだろうか。次に中国統計年鑑掲載の所得階層別耐久財普及率（都市部100世帯当たりの保有台数）データと併せて検討してみた。

次頁図表5を一見してすぐにわかるように、高成長を背景とした所得の増加に伴って都市世帯においては、洗濯機、冷蔵庫はほぼ1世帯に1台保有され、カラーテレビに至っては1世帯に1.5台前後の水準まで普及が進み、所得階層間の普及率格差はほぼ収束状況にある。また、電子レンジ、温水シャワー、携帯電話については、中位所得層以下で依然として普及率のキャッチアップが続いているものの、中上位所得層以上ではそれぞれの費目ごとに普及率の天井とみられる水準近辺への収束傾向がみられる。こうした状況にある耐久消費財については、ここで取り上げた品目以外についても少なくとも都市世帯では総じて一定の充足状況が達成され、足元の支出は更新需要が中心になっていると考えられる。もちろん高級品を購入するか普及品を購入するか、など商品のグレードによる消費支出額の格差は残っているとみられるものの、所得階層間での消費支出格差は相対的に小さくなり、これが耐久財の所得弾性値を押し下げる要因のひとつとなっている可能性が考えられる。

一方、カメラ、エアコン、パソコン、ビデオカメラ、ピアノ、自動車といった品目については、依然として所得階層による普及率格差が残っており、特にビデオカメラ、ピアノ、自動車については普及率の格差が拡大傾向にあることがわかる。先に娯楽用耐久消費財の所得弾性値が上昇傾向にあることを指摘したが、ビデオカメラやピアノについて所得階層別普及率の格差が拡大傾向にある状況はこれと整合的であると考えられる。

図表5. 都市世帯の所得階層別・主要耐久消費財普及率の推移



5. 所得分配制度改革の実施は消費拡大につながる可能性あり

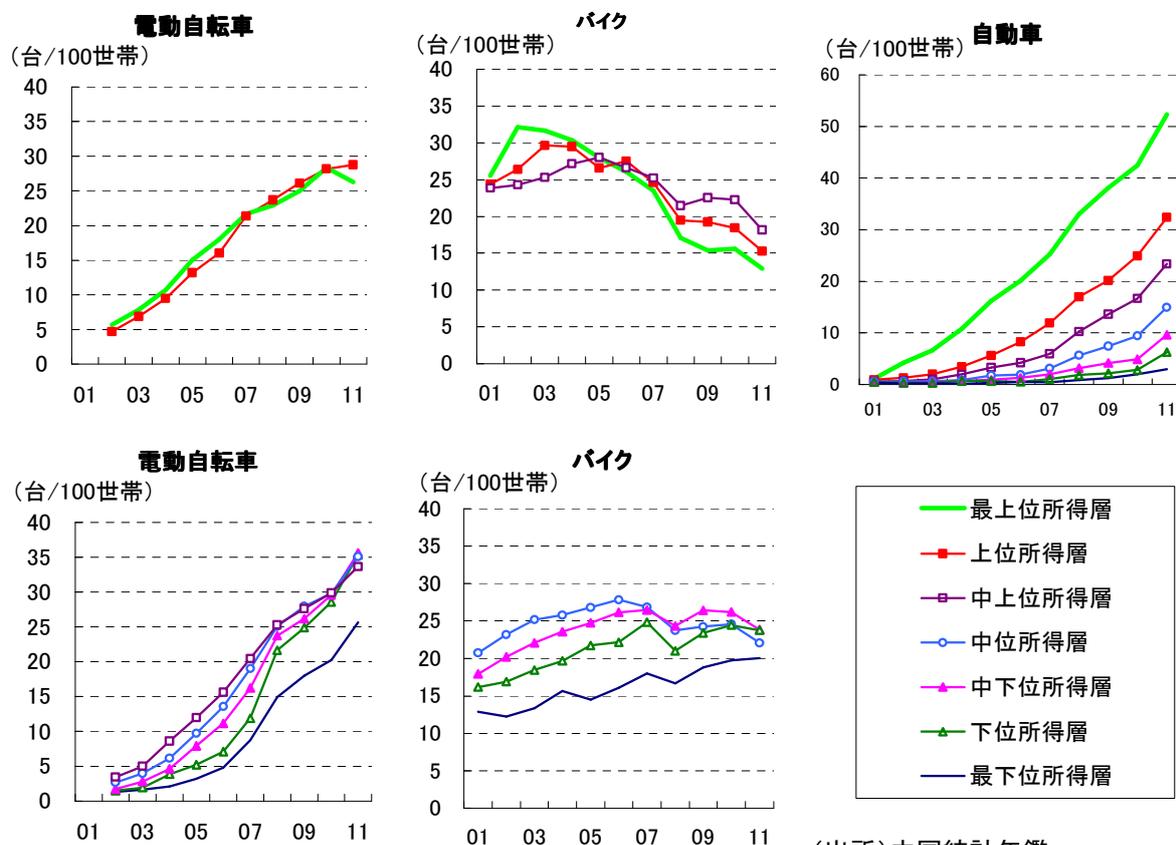
中国政府は今年2月初めに「収入分配制度改革深化に関する若干の意見」を公表し、所得格差の縮小、中・低所得層の所得の増加を支援し、中所得層の拡大による「オリーブ型」の分配構造の実現などに取り組む方針を打ち出した。主眼は国民の間で不満が高まっている所得格差の縮小にあるが、中・低所得層の所得増加が消費拡大につながるという意見もある。

その論拠のひとつは図表3でみたように所得水準の低い層の消費性向が相対的に高いことにある。単純に考えれば、所得を増やす場合、上位所得層よりも中・低所得層の所得を増やした方が消費に回す割合が多い分だけ、より消費の拡大効果が大きい。ただし、足元、総じて消費性向が低下傾向にあること、中でも中・低所得層の消費性向の低下幅が大きいことを勘案すれば、その効果は幾分、相殺される可能性がある。

一方で、図表5でみたように、カメラ、エアコン、パソコン、ビデオカメラ、ピアノ、自動車など所得階層間の普及率格差が大きい耐久財については、購買力をつけた中・低所得層による購入が増加し、消費の拡大を通じて結果として普及率の所得格差が縮小していく可能性がある。

また、所得の増加により高嶺の花であった耐久財に手が届くようになる可能性もある。下掲の図表6は電動自転車（日本のそれよりもスクーターに近いものだが、規制上自転車に分類されるため、免許取得の必要がない手軽な乗り物との位置づけ）、バイク、自動車の所得階層別の普及率をプロットしたものである。中上位層以上では、バイクから自動車への購入シフトがみられるが、自動車に手が届かない層はバイク、または電動自転車を購入している様子が見える。しかし、所得の増加が続けば、例えば、こうした層がより高価な自動車購入に向かうかもしれない。長年の課題である消費の拡大は、所得分配制度改革の後押しを受け、徐々に進む可能性がありそうだ。

図表6. 所得階層別車両普及率の推移



(出所)中国統計年鑑

(執筆者連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail : mariko.noda@murc.jp



中国石炭業界(前編)

三菱東京UFJ銀行(中国)
企画部 企業調査チーム
アナリスト 郭 擎晴

中国は世界最大の石炭消費国であると同時に、世界最大の石炭輸入国であり、また、石炭産業は中国の主要産業の一つに位置付けられる。本稿では、中国石炭業界の現状と今後の見通しについて、簡単にまとめた。前編では、足元の概要と市場動向について整理を行い、来月の後編では、今後の見通しと中国石炭メーカーの業績について紹介する予定。

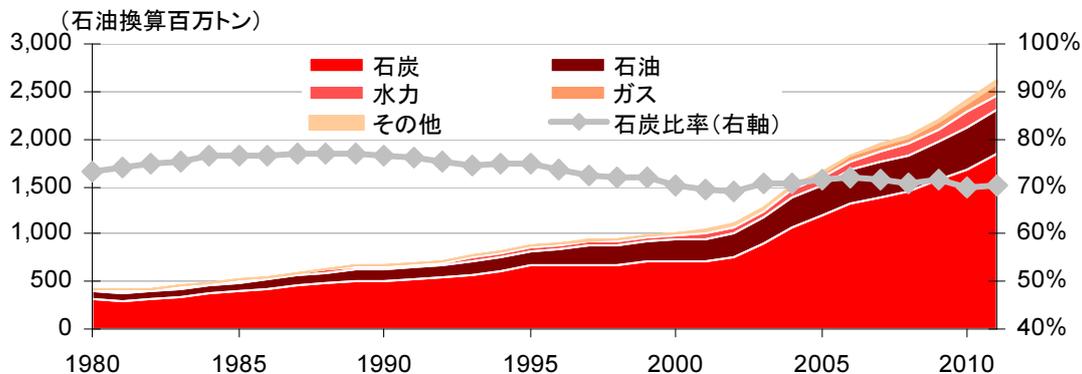
1. 石炭業界の概要と足元の市場動向

(1) 概要

中国は石炭埋蔵量が豊富であることから、一次エネルギー消費量全体の70%を石炭に依存しており、中国で最も重要なエネルギー源となっている(図表1)。

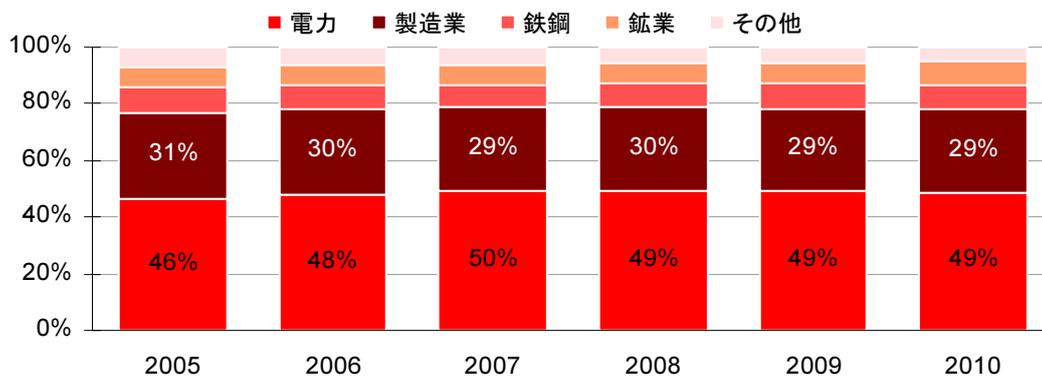
石炭消費量を需要セクター別に見ると、電力や鉱業に加え、鉄鋼、セメント、化学を始めとする製造業が大きな割合を占めている。特に電力向けの構成比が高く、中国全体の石炭消費量の50%弱は電力向けによって占められている状況(図表2)。

《図表1：中国一次エネルギー消費量の推移》



(資料) BP より三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

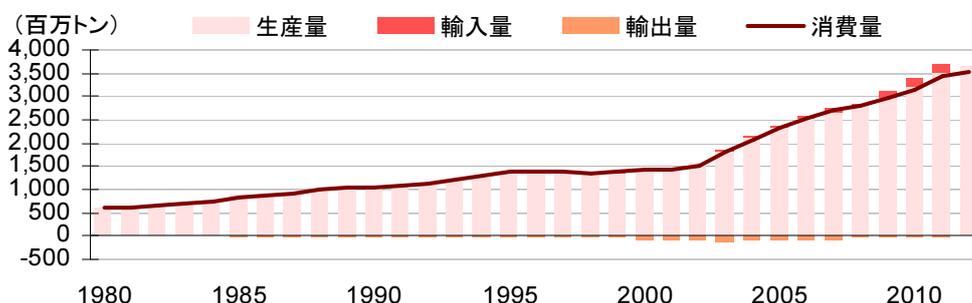
《図表2：中国石炭消費量構成比の推移》



(資料) CEIC より三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

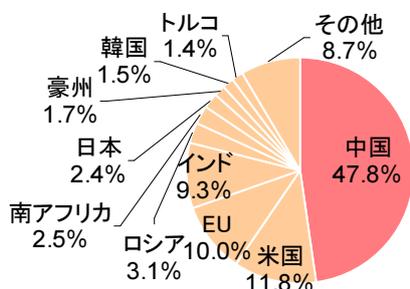
また、中国経済の急成長を背景に、足元、中国は石炭消費量で世界全体の5割弱を占めているほか、輸入量においても、2011年には世界一となっている（図表3～5）。

図表3：中国における石炭生産量・消費量・貿易量の推移



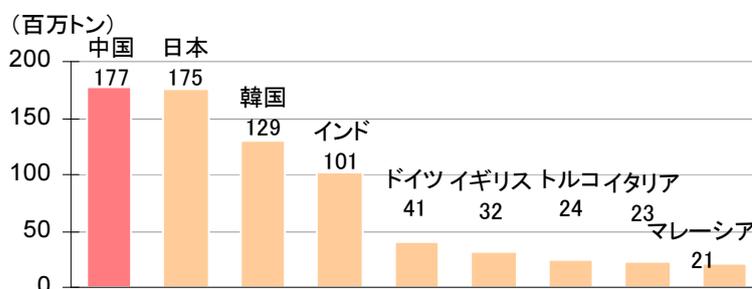
(注) 輸入量、輸出量については、2011年までの数値。
(資料) CEICより三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

《 図表4：国・地域別石炭消費量 》



(資料) IEA、EIUより三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

《 図表5：主要石炭輸入国 》



(資料) IEAより三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

中国の石炭業界は上位集中度が低く、2010年の上位10社の市場シェアは36%（図表6）。しかしながら、2005年の同24%と比較すれば改善しており、業界再編・統合、エネルギー利用の効率化、老朽化炭鉱の閉鎖等の政策が奏効した模様。

《 図表6：中国石炭メーカーランキング 》

(百万トン、%)

順位	2005年		2010年	
	生産量	シェア	生産量	シェア
1	神華集団	150 6%	神華集団	357 11%
2	中煤能源集団	72 3%	中煤能源集団	154 5%
3	山西焦化集団	61 3%	山西焦化集団	102 3%
4	大同煤鋳集団	57 2%	大同煤鋳集団	101 3%
5	龍煤集団	53 2%	陝西煤化工集団	100 3%
6	兗鋳集団	37 2%	河南煤業化工集団	74 2%
7	陽泉煤業集団	32 1%	冀中能源集団	73 2%
8	淮南鋳業集団	32 1%	潞安鋳業集団	71 2%
9	河南煤業化工集団	32 1%	淮南鋳業集団	66 2%
10	陝西煤化工集団	31 1%	開滦集団	61 2%
上位10社合計		557 24%	上位10社合計	1,159 36%
中国合計		2,350 100%	中国合計	3,235 100%

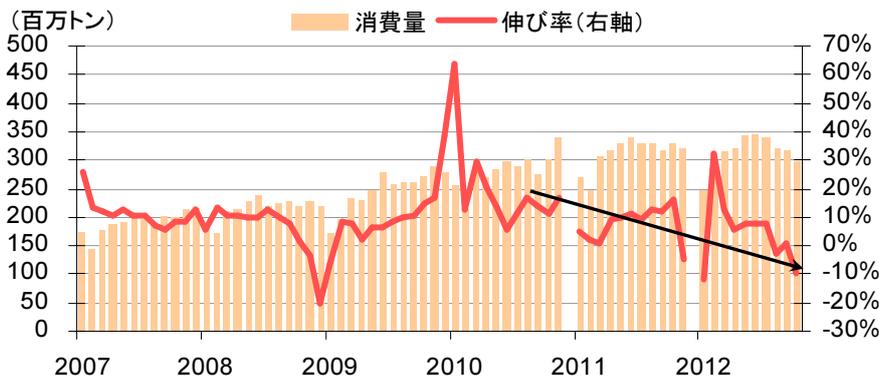
(資料) 中国煤炭工業協会、中国煤炭工業年鑑より三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

(2) 需給動向

2009年に実施された「4兆元の景気対策」効果の剥落を受け、中国の石炭消費量の伸びは2010年から減速傾向にある（図表7）。

特に2012年に入ってから、当初、中国政府は過熱した景気（不動産市場等）のソフトランディングを目指していたことに加えて、徐々にユーロ圏の経済危機が深刻化したことも手伝って、中国における石炭消費量の伸びは急減速。足元、前年割れに陥っている状況。

《 図表7：中国における石炭消費量の推移 》



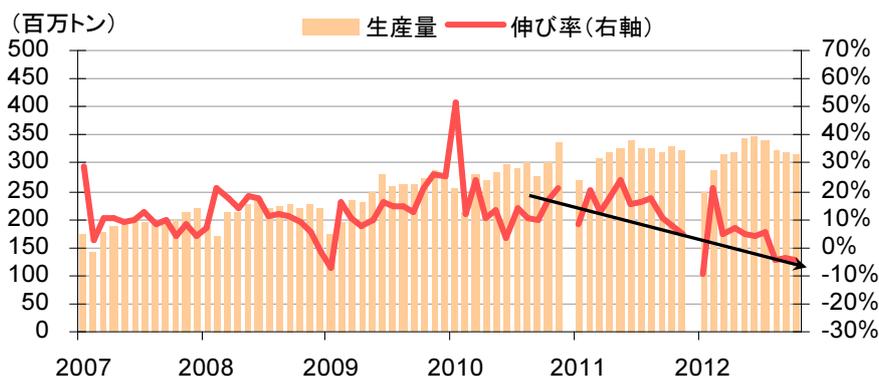
(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行（中国）企業調査チーム作成

近年、中国石炭業界の固定資産投資額は急増したものの、石炭生産量は比較的緩やかな伸びに留まっている（図表8）。

大型炭鉱の開発、石炭化学や発電プラントへの投資が実施されてきたものの、一方で老朽化した炭鉱の閉鎖が進められたため、石炭生産量が相殺されたことが背景。

とりわけ、足元、景気の先行き不透明感の高まり、安価な輸入石炭の流入、石炭産業に対する増値税の引き上げ等の影響もあり、石炭生産量もマイナスに転じている。

《 図表8：中国における石炭生産量の推移 》



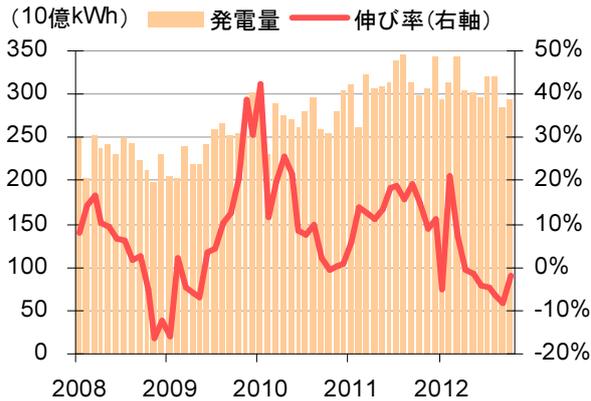
(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行（中国）企業調査チーム作成

足元、石炭の種類別に見ても、景気減速や需要低迷を背景に、燃料炭（電力向け、建材向け（発電時の副産物の石炭灰がセメントの原料となる））、原料炭（鉄鋼向け）ともに、消費量の伸びは減速傾向にある。主要な需要セクターの状況は以下の通り。

① 電力セクターの動向

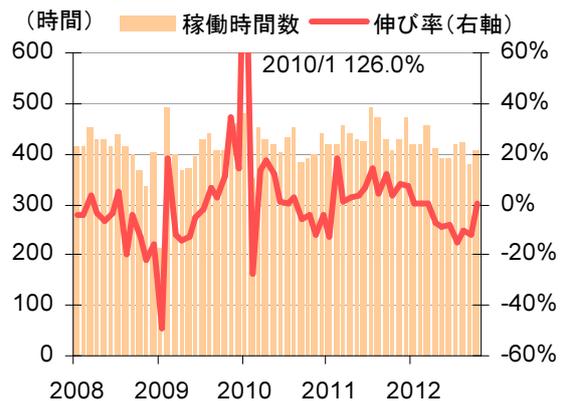
2010年をピークに、中国における火力発電量の伸びは減速中。現在の発電量は金融危機時（2008～2009年）を僅かに上回る水準に留まっている（図表9、10）。

《 図表 9：中国火力発電量の推移 》



(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行（中国）企業調査チーム作成

《 図表 10：発電機の稼働時間数の推移 》

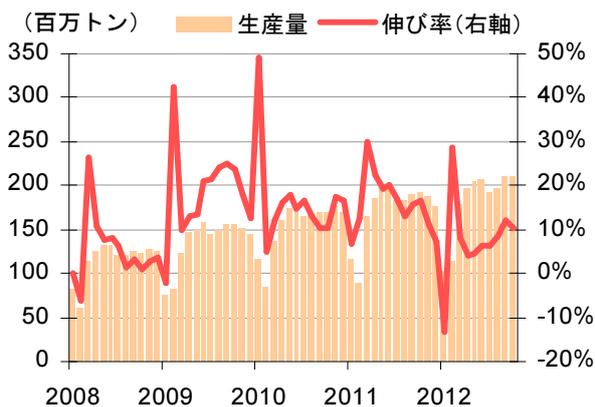


(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行（中国）企業調査チーム作成

② 建材（セメント）セクターの動向

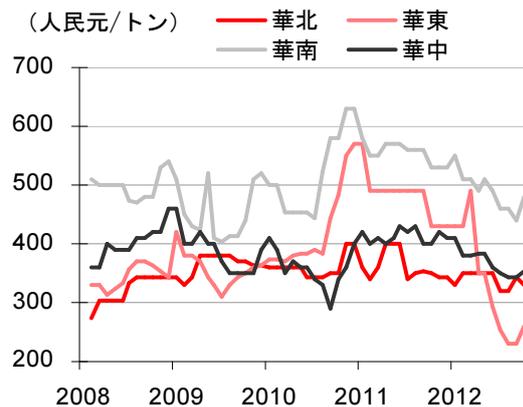
セメントについても、中国の生産量の伸び率は減速傾向を示している。また、主要生産地において価格が下落する等、需要も冴えない状況（図表11、12）。

《 図表 11：中国セメント生産量の推移 》



(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行（中国）企業調査チーム作成

《 図表 12：地域別セメント価格の推移 》



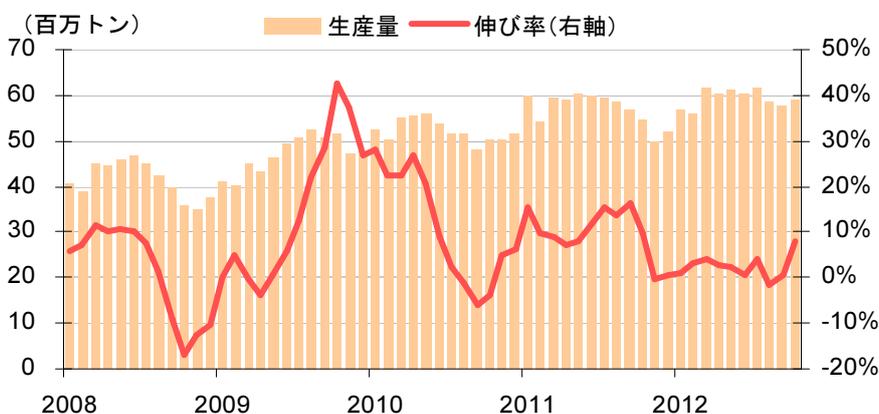
(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行（中国）企業調査チーム作成

③ 鉄鋼セクターの動向

中国における粗鋼生産量についても、伸び悩みが続いている（図表 13）。

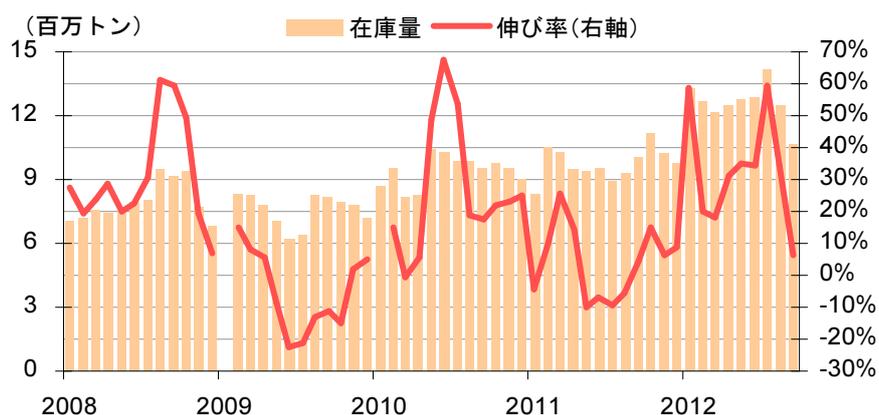
鉄鋼の主要な需要セクターである不動産、自動車、機械、造船等の各セクターともに、需要が大幅に伸びるような状況ではないことから、鋼材在庫が積み上がっており、価格も下落傾向にあることが粗鋼生産量伸び悩みの背景（図表 14）。

《 図表 13：中国粗鋼生産量の推移 》



(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行（中国）企業調査チーム作成

《 図表 14：鋼材在庫量の推移 》



(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行（中国）企業調査チーム作成

(3) 地域別需給構造

中国では、北部・西部に石炭資源が豊富にある一方、東部・南部では石炭資源が不足している。埋蔵量の地理的偏在が顕著であり、山西・内モンゴル・陝西が石炭生産量の 5 割以上を占めている点が特徴的（次頁図表 15）。

一方、地域別石炭消費量を見ると、経済活動が活発な沿岸地域に加えて、主要な石炭生産地であり、かつ、発電も盛んな山西・内モンゴル・陝西の消費量が多い。また、セメントや鉄鋼の生産地である、河北・江蘇・山東・河南の消費量も多い。

従って、地域別の需給バランスは、《華北：石炭埋蔵量が最も豊富であり、大量の石炭を他地域に供給》《西南・西北：概ね自給自足》《華東・華南：生産量を大幅に上回る石炭需要を華北から調達、あるいは輸入にて調達》、という構図になっている。

図表 15：中国における地域別石炭需給の構造 (百万トン)

	①生産量				②消費量				バランス (①-②) %pt
	2008	2009	2010	%	2008	2009	2010	%	
主要生産地	1,389	1,512	1,890	53.4	596	613	685	18.0	35.4
山西	656	615	741	20.9	284	278	299	7.8	13.1
内モンゴル	490	601	787	22.2	222	240	270	7.1	15.1
陝西	243	296	362	10.2	89	95	116	3.1	7.1
環渤海経済圏	87	91	107	3.0	311	333	349	9.2	-6.2
河北	81	85	102	2.9	244	265	275	7.2	-4.3
天津					40	41	48	1.3	-1.3
北京	6	6	5	0.1	27	27	26	0.7	-0.6
東北	202	208	224	6.3	349	357	387	10.1	-3.8
黒龍江	98	97	97	2.7	112	111	122	3.2	-0.5
吉林	40	45	52	1.5	84	86	96	2.5	-1.0
遼寧	65	66	75	2.1	153	160	169	4.4	-2.3
長江デルタ	24	22	21	0.6	392	396	429	11.3	-10.7
江蘇	24	22	21	0.6	207	210	231	6.1	-5.5
浙江					130	133	139	3.7	-3.7
上海					55	53	59	1.5	-1.5
華東	295	307	319	9.0	510	528	569	14.9	-5.9
山東	147	144	157	4.4	344	348	373	9.8	-5.4
安徽	116	129	133	3.8	114	127	134	3.5	0.3
江西	32	34	29	0.8	53	54	62	1.6	-0.8
珠江デルタ	27	30	33	0.9	246	260	292	7.7	-6.8
広西	5	5	8	0.2	47	52	62	1.6	-1.4
福建	22	25	25	1	66	71	70	1.8	-1.1
広東					133	136	160	4.2	-4.2
中南	282	310	316	8.9	442	463	509	13.3	-4.4
河南	209	230	224	6.3	239	244	261	6.8	-0.5
湖北	12	11	13	0.4	102	111	135	3.5	-3.1
湖南	61	69	79	2.2	102	108	113	3.0	-0.8
西南	337	364	396	11.2	336	377	381	10.0	1.2
四川	96	95	92	2.6	107	121	115	3.0	-0.4
重慶	42	43	46	1.3	53	58	64	1.7	-0.4
雲南	87	89	98	2.8	79	89	93	2.5	0.3
貴州	112	137	160	4.5	97	109	109	2.9	1.6
西北	165	201	234	6.6	160	180	206	5.4	1.2
寧夏	44	57	68	1.9	43	48	58	1.5	0.4
新疆	68	88	99	2.8	57	74	81	2.1	0.7
甘肅	40	40	47	1.3	47	45	54	1.4	-0.1
青海	13	16	20	0.6	13	13	13	0.3	0.3
合計	2,810	3,045	3,540	100	3,348	3,512	3,813	100	0.0

(注) 地域別生産量・消費量の合計は統計手法の違いにより、全国の合計値と合わない。

(資料) Wind、CEIC、統計局より三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

地域間の需給ギャップを埋める上で、生産地と消費地を結ぶ長距離鉄道の輸送能力は重要な鍵を握っている。

しかしながら、現状、生産地と消費地を結ぶ主要3大ルートの輸送能力は生産地の他地域向け生産量を大きく下回っている。また、輸送能力の拡充が輸送需要の増加に追いついておらず、輸送能力と輸送需要のギャップも拡大傾向(図表16)。

図表 16：主要石炭生産地の他地域向け生産量と輸送能力の比較 (百万トン)

	2006	2007	2008	2009	2010
内モンゴル	75	168	268	360	517
山西	295	307	372	337	442
陝西	86	102	154	201	246
他地域向け生産量	456	577	794	898	1,205
大秦鉄道	250	300	350	350	400
朔黄鉄道	120	130	130	140	160
侯月鉄道	120	160	200	200	200
輸送能力合計	490	590	680	690	760
輸送需要-輸送能力	-34	-13	114	208	445

(資料) Wind、CEIC、国家發展改革委員会、鉄道部、中国煤炭資源網より三菱東京UFJ銀行(中国)企業調査チーム作成

(4) 輸出入の状況

中国全体の石炭生産量は国内需要を満たし得る水準にあるものの、国内の地域間輸送能力が不十分なため、主要な石炭生産地からの距離が遠い東部や南部の沿岸地域では、不足する石炭分を輸入で賄わざるを得ない状況が特に目立つ。

実際、中国は2009年に初めて石炭の純輸入国となって以降、輸入石炭への依存度を徐々に高めている（図表17）。

図表 17：中国石炭純輸入量の推移



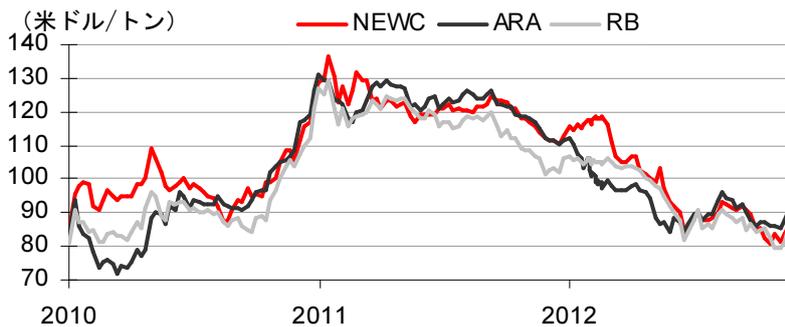
(資料) CEIC より三菱東京 UFJ 銀行（中国）企業調査チーム作成

(5) 石炭価格

世界的な供給過剰等を背景に、石炭の国際価格は軟調に推移しており（図表18）、安価な輸入石炭の中国への流入が増加中。また、中国国内の石炭需要の伸びも鈍化しているため、中国国内の石炭在庫量は高い水準に達している（次頁図表19、20）。

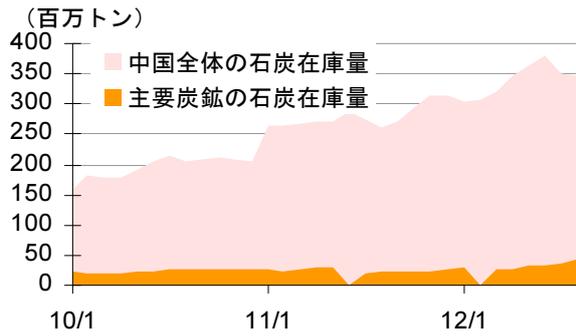
在庫量の増加に呼応する形で、2012年に入ってから、中国国内の石炭価格は下落しており、国内石炭と輸入石炭の価格差は縮小傾向（次頁図表21、22）。

図表 18：石炭国際指標価格の推移



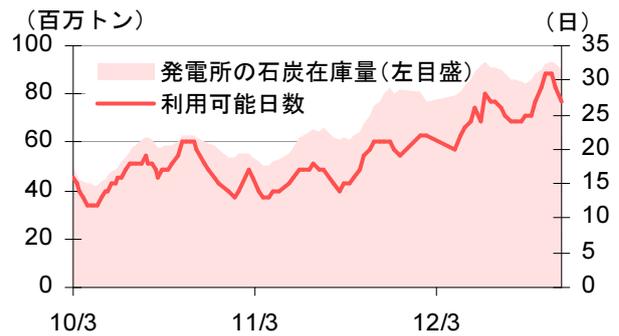
(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行（中国）企業調査チーム作成

図表 19：中国における石炭在庫量の推移



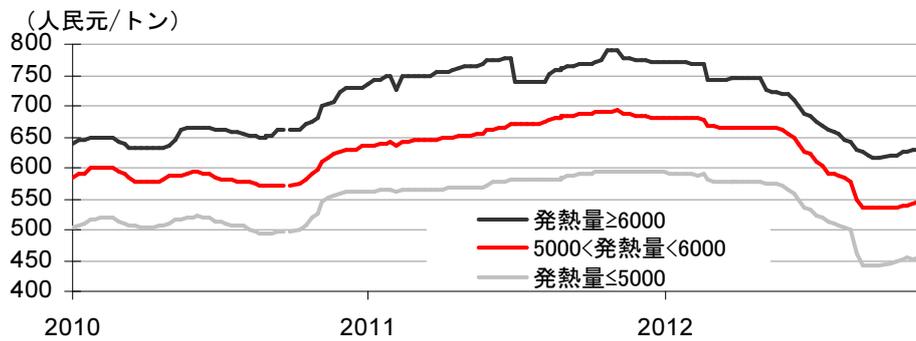
(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行(中国) 企業調査チーム作成

図表 20：中国の発電所の石炭在庫量の推移



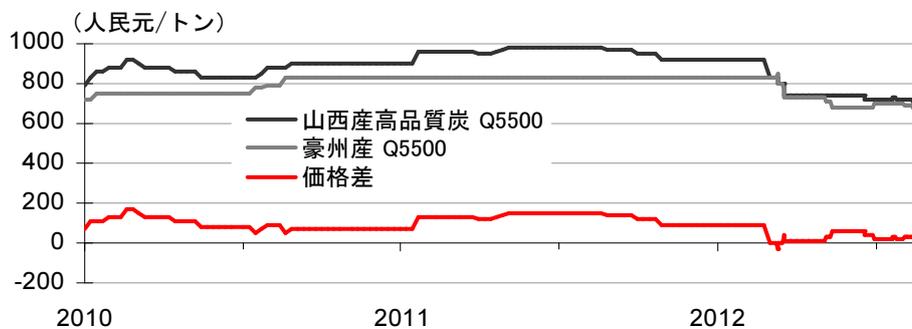
(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行(中国) 企業調査チーム作成

《 図表 21：中国燃料炭の平均価格の推移 》



(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行(中国) 企業調査チーム作成

図表 22：石炭の内外価格差の推移（広州港スポット）



(資料) Wind、中国煤炭資源網より三菱東京 UFJ 銀行(中国) 企業調査チーム作成

以上

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行(中国) 企画部 企業調査チーム

郭 擎晴(中国語・英語可、日本語不可)

TEL: 86-21-6888-1666 内線 5363 Email: guo_qing_qing@cn.mufg.jp

住所: 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯重大厦22楼 FAX: 86-21-6888-1665



近年の社債市場の拡大と、発行増加が続く「城投債」について

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
資金証券グループ 伊藤 豪

2013年に入り公表された1-2月の社会融資総量は3兆6,054億元と過去最大となった。内訳を見ると、社債や信託融資等の銀行融資以外の信用供与が全体の55%を占め、銀行中心の中国金融システムに大きな変化が起こっていることを再確認できる結果となっている。中でも、直接金融活性化の柱ともいえる社債市場は、年々規模拡大を続けており、企業の調達手法としての存在感が高まっている。しかし、様々な発行体に門戸が開かれたことで、2009年の四兆元景気対策と共に急増し、債務不履行のリスクが懸念されている、地方政府融資プラットフォーム¹が発行する債券、「城投債」（中国語名：チェントウジャイ、日本名：都市投資債券）の発行額も昨年大きく増加している。

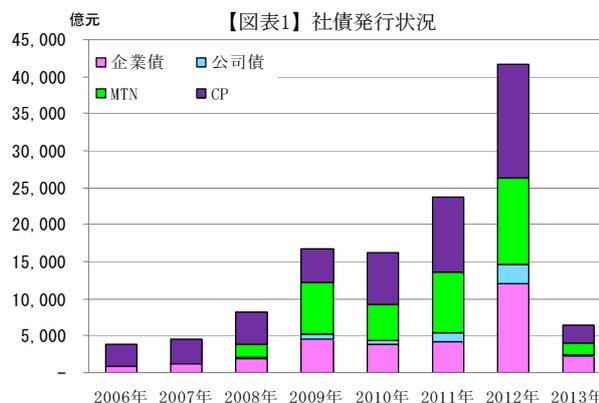
本稿では、近年の社債市場の動向を振り返るとともに、城投債の発行額増加の背景と展望についてみていくこととする。

1 社債市場の動向

(1) 社債の発行状況

2012年は非金融機関のCPを含む債券発行が飛躍的に増加した一年であった。図表1の通り、中国の金融情報データベースであるWINDのデータによると、2012年通年で2,992件、4兆1,726億元の社債が発行され、2011年対比では件数ベースで2倍、金額ベースで1.75倍の伸びとなっている。

中国の社債市場では、図表2の通り、企業債、公司債、MTN、CPの4種類が非金融機関の法人によって発行されているが、特に後者2つの発行額は、全体に占める割合が64.8%に及んでいる。この背景としては、企業債および公司債の発行には、各々国家発展改革委員会と中国証券業監督管理委員会の審査承認が必要となる一方、MTNおよびCPは金融業界の自主規制団体である中国銀行間市場取引者協会(NAFMII)への登録で発行できるため、その柔軟性から発行量が急速に増加していることが挙げられる。2008年に発行解禁となったMTNは過去5年間で発行額が6.7倍に増え、2012年に799件、1兆1,696億元が発行された。CPの発行自体は2005年に解禁されているが、2008年に発行手続きが簡素化された結果、発行額は過去5年で3.5倍に増加している。



¹ 地方政府が財政資金や土地使用権、株式を出資して設立された独立した法人企業であり、建設投資会社、投資開発会社、投資発展会社等の名称で設立されている。中国では、上下水道、ガス・電力、交通機関、道路等の公共性の高いインフラ事業も、基本的に収益事業として実施されることが多く、自主採算が求められる。そのため、地方政府は、事業の実施主体となる地方政府融資プラットフォームを設立して債券や融資で資金を調達し、公共プロジェクトを行っている。

【図表2】中国：社債の概要

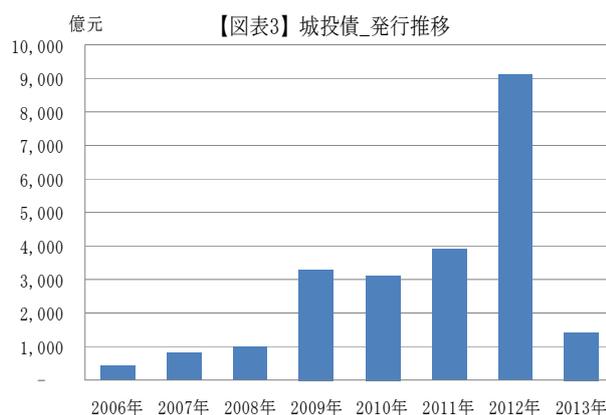
	企業債	公司債	MTN	CP
中国語表記	企业债	公司债	中期票据	短期融资债
根拠法	企業債券管理条例	公司法, 証券法	銀行間債券市場の非金融企業の債務調達手段管理規則	
定義	国有企業, 国有事業体が発行する債券	公司法に基づいて設立される公司(株式会社, 有限責任会社)が発行する債券	法人格を有する非金融企業が、計画に従って分割発行し、一定期間内に元利金を償還することを約定する債務調達手段	法人格を有する非金融企業が1年以内に元利金を償還することを約定する有価証券
監督管理機関	国家發展改革委員会	証券業監督管理委員会	中国銀行間市場取引者協会 (NAFMII)	
発行プロセス	上記委員会からの審査許可が必要	上記委員会からの審査許可が必要	上記機関への登録	
2012年発行額	12,039億元	2,614億元	11,696億元	15,375億元

(出所) 中国証券業監督管理委員会HP等を参考にBTMUC作成

(2) 城投債の発行増加

このように社債市場は着実に成長を続け、非金融機関の調達ツールとして定着しつつある。この恩恵は一般事業法人のみならず、地方政府がインフラ投資の資金調達のために設立する地方政府融資プラットフォームにまで及んでいる。図表3の通り、WINDのデータによれば、地方政府融資プラットフォームが発行する債券である城投債の発行高は、四兆元の大型公共投資が実施された

2009年に3,000億元を突破した。その後は景気後退に伴うインフラ投資の鈍化を受けて、横ばい圏内で推移したものの、再度公共投資拡大に踏み切った2012年の発行量は9,121億元と2011年の2.3倍に急増している。これは、社債市場での発行全体の4分の1弱を占める規模であり、社債市場が地方政府融資プラットフォームに新たな資金調達手段を提供していることが見て取れる。



2 城投債発行増加の要因

発行増加の背景を説明する前に、まず、城投債の定義を確認しておく。城投債は、地方政府融資プラットフォームが発行する債券である。発行には、社債同様に証券法や企業債券管理条例等の法令に従うことに加え、国家の産業政策目的や政府が定める投資プロジェクト項目に合致することが求められる²。

では、どのような要因が発行急増を引き起こしたのだろうか。この背景には、中国は経済成長の維持および都市化の進展のために多額のインフラ投資が必要である一方、その担い手の地方政府には財源の余裕がないことが挙げられる。ここでは、地方政府の財政運営に関する法規制との関連から城投債増加の要因を見ていくことにしたい。

(1) 地方政府の重い財政負担

中国の財政支出については、図表4のとおり、中央政府と地方政府の支出の負担割合は15:85と、地方政府の負担が圧倒的に大きくなっている。内訳を見ると、中央政府が主に国防や科学技術振興など国家レベルで対応が必要な分野を担う一方、地方政府は教育や公共サービスや社会保障等優先度が高い上位5項目への支出が全体の6割を占めている。そのため、財政資金で交通運輸等のインフラ建設を行える余地が小さくなっている。

一方、財政収入の8割強を占める税収は、中央政府と地方政府の税収比率は2011年で54対46

² 国家發展改革委員会HP掲載の財政金融司司長の記者質問へ回答を参考。

となっており、地方政府の支出負担を踏まえると中央政府への偏りが大きい。最終的に、日本の地方交付税制度同様の移転支出制度により、中央政府から地方政府に所得移転が行なわれ、地方政府の財源不足は補填されるものの、前述の教育・社会保障等に充当されるため、インフラ建設に投下できる財源は限られている。

【図表4】中央・地方政府の財政支出 (2011年実績) (単位: 億元, %)

	政府全体	中央政府	地方政府		
			支出額	支出割合	負担比率
総財政支出	109,248	16,514	92,734	100%	85%
上位10項目	83,947	11,471	72,476	78%	86%
教育	16,497	999	15,498	17%	94%
社会保障・就業	11,109	502	10,607	11%	95%
一般公共サービス	10,988	903	10,085	11%	92%
農林水利	9,938	417	9,521	10%	96%
都市・農村社区事務	7,621	12	7,609	8%	100%
交通運輸	7,498	331	7,167	8%	96%
医療衛生	6,430	71	6,358	7%	99%
国防	6,028	5,830	198	0%	3%
探鉱・電力・情報等	4,011	464	3,547	4%	88%
科学技術支出	3,828	1,942	1,886	2%	49%
その他	33,140	7,449	25,691	28%	78%

(出所) CEICよりBTMUC作成、2012年は地方政府のデータが未整備のため、2011年データを使用
支出割合: 各項目の総支出に占める割合、負担比率: 地方政府の政府全体に占める割合

【図表5】中央・地方政府の財政収入 (2011年実績) (単位: 億元, %)

	政府全体	中央政府	地方政府	地方配分比率
①税収入	89,738	48,632	41,107	46%
うち上位5位	75,212	48,972	26,240	35%
増値税	24,267	18,277	5,989	25%
企業所得税	16,770	10,023	6,746	40%
営業税	13,679	175	13,504	99%
輸入貨物増値税・消費税	13,560	13,560	0	0%
消費税	6,936	6,936	0	0%
②税外収入	14,136	2,696	11,440	81%
③合計 (①+②)	103,874	51,327	52,547	51%
④所得移転	0	-39,921	39,921	-
⑤財政収入合計 (③+④)	103,874	11,406	92,468	89%

(出所) CEICよりBTMUC作成、2012年は地方政府のデータが未整備のため、2011年データを使用

(2) 小さい地方債発行の裁量

地方政府は、中華人民共和国予算法上、財政赤字の計上を原則認められておらず、法律及び國務院の特別の規定がない限り、地方政府が自ら債券を発行することができない規定となっている。中央政府が建設投資の一部の資金については、必要に応じ政府債券を発行して調達できることに比べるとかなり厳しい内容となっている。

しかし、2008年の金融危機に伴う景気低迷による地方の税収減少や四兆元の景気対策に対処するため、予算法に定める「特別の規定」を用いて、2009年には地方代理発行債券³が、2011年からは地方自行発行債券⁴の発行が認可されている。ただし、2013年の政府活動報告においても、地方債発行枠は3,500億元であり、依然として地方政府の財政規模に対して低く抑えられている。

ここまで見てきたように、地方政府は財政負担が重い上、財政赤字および柔軟な地方債発行が認められていないため、恒久的な財源不足に悩まされている。このような状況下において、経済成長の維持および都市化の推進に必要なインフラ建設の資金調達を行うために生み出されたのが、地方政府融資プラットフォームである。

(3) 地方政府融資プラットフォームへの銀行融資規制

地方政府融資プラットフォームは、地方政府の財源不足を補い、インフラ建設を進めていく上で重要な役割を果たしてきた。特に2009年に実施した四兆元景気対策では、地方政府の負担が3兆元とされたことで、地方政府融資プラットフォームの設立および調達が活発化し、積極的なインフラ投資によって景気回復を牽引した。その結果、日本の会計検査院に該当する審計署の報告(2011年)によると、省・市・県の各レベルで設立されたものは計6,576社、債務残高は4.97兆元に上ることが明らかになった。

増大した地方政府融資プラットフォームの中には、プロジェクトに計画性がなく、収益性が低い案件が多分に含まれていたり、経営管理が杜撰であったりするなどの問題が指摘され、主な資

³ 國務院の同意を得て省級政府(自治区、直轄市、計画単列市を含む)が発行と償還の主体で、財政部が代理発行し、元利金や発行費用の支払いを代行する債券。

⁴ 國務院が批准した起債規模の範囲内で、地方政府の自ら発行する省(市)政府債券。

金の出し手である銀行の不良債権増加が懸念されるようになった。このようなリスクを抑制するために、「地方政府融資プラットフォーム会社の管理強化に関する問題についての国务院通知」が発表され、その中で銀行融資の管理強化も打ち出された。その後、地方政府融資プラットフォームの整理・統合が進む中、銀行融資も抑制されることになった。

以上見てきたように、インフラ投資の促進と財源不足との両立を図るために活用してきた地方政府融資プラットフォームは、銀行からの融資が難しくなったことを受けて、その代替的な調達手段の一つとして社債発行にシフトしてきたのである。

3 城投債の発行増加に関する問題点

城投債の発行量急増には、インフラ建設等の固定資産投資を資金面で支え、経済成長を牽引することが期待される一方、以下の問題点も指摘されている。

(1) 事業の不透明性

城投債は、本来有料道路や上下水道、ガス・電力、交通機関等の収益事業プロジェクトの資金調達手段であり、営業収入や施設利用料等によって債務返済が行われるものである。しかし、一部報道によれば、プロジェクトの中には、一般道路や公園の建設等、収益性が低い、もしくは直接的に収益を生まない、本来であれば財政資金で賄うべきプロジェクトも含まれている。加えて、発行後に資金用途の変更やプロジェクト自体の変更も散見されるなど、経営管理が杜撰な発行体も存在している模様である。このような事態に関する情報公開も進んでおらず、地方政府融資プラットフォームの事業内容、運営管理体制については不透明な部分が多い。

(2) 暗黙の政府保証

城投債は、地方政府融資プラットフォームが一義的には債務返済の義務を負っているものの、地方政府の公共事業の一環として発行された債券であるため、暗黙の政府保証が付与された地方政府のオフバランス負債といえることができる。2012年に城投債を発行した547社中534社(97.6%)は債務返済能力が高いとされるAA格以上の格付が付与されており、政府保証が相当程度格付に反映されているといえよう。しかし、これらが債務返済に窮する事態に陥った場合、地方政府が本当に救済するのか、特に財政基盤の弱い県級以下の政府は救済能力を有しているか、不確実な面も多い。

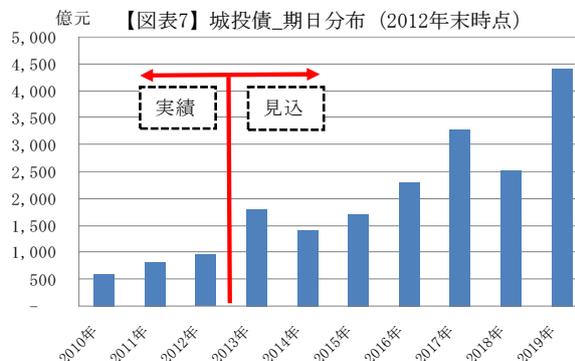
図表7のとおり、城投債の期日分布を見ると、2016年以降に年2,000億元超の債券が満期を迎え、2019年に償還のピークを迎える。ただし、本年以降2015年にかけても、年平均1,642億元という過去にない規模で償還期限が到来するため、償還もしくは借換が円滑に行われるのかが大きな焦点である。

【図表6】 城投債_格付分布(2012年発行分)

格付(※)	発行社数(社)	発行金額(億元)
AAA	38	1,958
AA+	95	2,207
AA-	119	1,075
AA	282	3,778
A+	5	82
A	1	10
格付なし	7	11
合計	547	9,121
AA-以上	534	9,018
比率	97.6%	98.9%

(※) 中国の格付会社が付与した格付

【図表7】 城投債_期日分布(2012年末時点)



(3) 個人へのリスク転嫁

城投債の発行増加によって、地方政府融資プラットフォームのリスクは銀行システムの外にも及び始めている。その代表格として、理財商品⁵を通じた個人投資家へのリスク転嫁が挙げられる。中国銀行業管理監督委員会によると、理財商品の残高は、2007年末の5,000億元から、2012年末には7.6兆元に急増しているといわれている。主に債券や短期金融商品で運用されており、その一部は城投債に流入していると考えられている。この商品の6割超は銀行預金と異なり元本保証がなく、城投債がデフォルトした場合には損失が直接個人に及ぶことになる。現時点でこのような事態には陥っていないが、今後多額の城投債が満期を迎える中、デフォルトが増加し、多くの個人投資家が損失を被る事態が生じれば、社会情勢に緊張をもたらす可能性もある。

4 終わりに

以上見てきた通り、城投債は、民間資金を活用した公共投資の資金調達手段である。しかし、一部には収益性の低い事業や発行体のガバナンスが杜撰なものもあるため、暗黙の政府保証という不安定な位置づけの下、発行が続いている。また、上述した通り、城投債が債務返済に窮した場合、地方政府が本当に救済するのかについては不確実な面も多い。

民間資金を活用した公共投資は米国、日本でも行われている手法であり、否定されるものではない。課題は、暗黙の政府保証に依存せず、事業自体の収益性、債務償還能力に応じた調達となるよう、規制を通じて収益事業への特化および透明性の向上を図っていくことだろう。国家発展改革委員会財政金融司司長の徐林氏も個人的見解とは断りつつ、記者質問へ回答の中で、城投債はインフラ建設に有効な資金調達手段である一方、改善余地も大きいとの認識を示しており、今後先に述べた質向上につながる規制が行われることを期待したい。

一方、規制強化によって城投債での資金調達が困難となる事業は、政府の財政資金で建設、整備を行うことになるだろう。これに伴って生じる財源の問題は、元世界銀行上級アナリストの王梅氏らが指摘するように、短期的には代理・自行を問わず、地方債の発行枠、発行地域を拡大し、長期的には財政の透明度を高めた上で、地方政府が柔軟に政府債券を発行できる仕組みを構築していくべきだろう。

一連の規制や改革により、城投債の質的向上、さらには地方債の発行増加が為され、債券市場の一層の規模拡大、成長に結びついていくことを期待したい。

以上
(2013年3月29日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail:shinya_ueno@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666(内線)2950

⁵ 理財商品は、銀行が商品設計、販売、運用管理を主体的に行う資産運用商品。運用資産の約6割は国債、政策性金融債、中央銀行手形や社債の他、CPや他行預金等の短期金融商品で構成される。



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

税務 (担当 : 山崎学)

Question :

深圳市前海現代サービス協力区における最新の優遇政策についてご紹介ください。

Answer :

2012年6月に国务院が深圳市前海現代サービス協力区(以下、「前海」)における改革的金融サービス及び製品を中心とする現代サービス業の発展を奨励する政策を発表しましたが、最近において中国の関連政府機関はさらに以下のような暫時規定を発表しました。

1. 中国人民銀行は「前海におけるクロスボーダー人民元貸付管理暫時規定」及び実施細則(以下、「クロスボーダー人民元貸付規定」)を公表し、前海企業が香港の銀行から人民元貸付を受ける場合の具体的な要求事項を明確にしました。
2. 深圳市当局は「前海における外国の高級人材および中国で必要となる専門家の個人所得税還付規定」(以下、「個人所得税還付規定」)及び「前海における外国の高級人材および中国で必要となる専門家の認定についての暫時規定」(以下、「人材認定規定」)を公表しました。上記の新規定により、前海への人材誘致を目的とする個人所得税還付プログラムを実施するための具体的な指針が示されました。

上記の暫時規定の具体的な内容及び私共の所見について、以下の通りにご紹介いたします。

1. 前海におけるクロスボーダー人民元貸付

- 前海で登記設立し、前海で経営または投資を行う企業(以下、「適格企業」)は、香港の銀行から人民元を借り入れ、深圳市の銀行(以下、「国内決済銀行」)を通して決済を行うことができます。
- 借入金の用途は、公表が予定されている前海奨励類産業リストに含まれる前海の建設及び発展に貢献する企業に限定されています。輸入及び他の対外的支払を目的とする借入は優先されません。借入金は有価証券投資、金融派生商品投資、委託貸付金、金融商品及び自社使用を目的としない不動産の購入に使用することは認められません。

- ▶ 借入利率及び期間は貸出銀行と借り手が別途合意し、決定することになります。
- ▶ クロスボーダー人民元貸付は中国人民銀行による残高管理監督下に置かれます。適格企業がクロスボーダー人民元貸付を利用するには、中国人民銀行深圳支店に申請する必要があります。認可を得た適格企業は国内決済銀行に専用の一般預金口座を開設します。資金送金、借入金の使用、元本及び利息の支払は、国内決済銀行による審査、監督下に置かれます。

PwC の所見

前海はクロスボーダー人民元貸付試行のパイロット地域であり、適格企業は香港金融市場での低金利での調達が可能ですが、以下の要素を考慮する必要があります。

- ▶ クロスボーダー人民元貸付規定により、借入金の使用目的には厳格な制限が課されています。従いまして、中国人民銀行による今後の解釈および実際の実施状況に留意する必要があります。
- ▶ 借り手の投注差（「総投資額－登録資本金」＝外債登記枠）を考慮するにあたり、クロスボーダー人民元貸付が外貨借入金に該当するかどうかは明確にされていません。
- ▶ クロスボーダー人民元貸付が中国の過少資本税制規定に基づき関係会社間貸付に該当する場合、借り手は中国企業所得税の観点から利息費用の損金算入性に留意する必要があります。

2013年1月、第一回目として前海企業の26プロジェクトを対象とし、15行の銀行からクロスボーダー人民元貸付20億人民元が認可されました。クロスボーダー人民元貸付は中国にとって、資本勘定の自由化及び人民元の国際化を目指すうえで重要かつ画期的な事柄と思われます。

2. 個人所得税還付規定と人材認定規定についての明確化

前海で就労する海外「高級人材」及び「中国で必要となる専門家」（以下、併せて「適格外国人材」）は深圳市政府からの個人所得税還付を受けられる場合があります。詳細は以下のとおりです。

「適格外国人材」は外国人（香港、マカオ、台湾居住者を含む）及び海外永住許可証を持つ華僑や留学帰国者のうち、奨励類産業（金融サービスや現代的運送、IT、技術サービスや他の専門的サービス等）に該当する前海の登記企業・機構で就労し、かつ個人所得税法に従って前海で納税するという条件を満たす個人です。前海管理局は人数制限を設けていないものの、申請の審査においては、当該前海企業での就労が1年以上であるかどうかや給与レベル等についても考慮する可能性があります。

- ▶ 適格外国人材は課税給与の15%を超える部分の個人所得税について還付を受けることができます。また還付金は課税所得には算入されません。
- ▶ 適格外国人材に該当する本人が雇用者に対して申請を行い、申請を受けた雇用者が翌年の年初に正式な申請を前海管理局に提出し、前海管理局が審査を行います。認可された申請者は公表されます。適格外国人材の資格は1年間有効です。

- 個人所得税還付の申請については、雇用者が年一回、必要書類（申請書、適格外国人材の資格を有することについての確認書、当人のパスポートまたは ID、給与納税情報等）を提出して行います。申請は通常、翌年の 3 月 1 日から 3 月 30 日の間に提出します。

個人所得税還付プログラムは 5 年間有効ですが、深圳市政府により修正、延長または停止される可能性があります。人材認定規定及び個人所得税還付規定は 2013 年 1 月 1 日より施行されました。

PwC の所見

最高税率が 45%にも達する個人所得税率がわずか 15%になることを考えると、個人所得税還付のプログラムは適格外国人材を前海に誘致する魅力的な措置といえます。とはいえ適格外国人材は通常通りの個人所得税を納付し、15%を超える部分については、認定、申請、審査、還付プロセスを経てから還付を受けることとなります。これらの過程がどれほど迅速に、かつ透明性を持って行われるかについては今後の観察が必要です。これまで TEQ 方式（Tax Equalisation）を採用してきた外国人及び企業は他の選択肢と比較して有利不利を再考する必要があります。また、適格外国人材の審査手続の一部として、前海管理局は申請についての詳細情報を発表することになっています。どれほどの詳細情報が公表されることになるのかは不明ですが、内密情報（年齢、所得レベル等）が公開されないことが望まれます。

還付を受けるための前海滞在日数については、個人所得税還付規定は基準を設けていません。従って相当の時間を他の都市での仕事に費やす外国人材であっても、前海企業・機構で就労し、前海で個人所得税申告を行う限り、還付を受ける資格があると考えます。一方で、他の都市の地方税務局からこの見解について異議の申し立てがあるか否かについては現時点では不明です。

さらに、前海が香港に近接していることから、慎重に取り扱いを計画しなければ、適格外国人材が相当の時間を香港で過ごした結果として中国と香港の二重課税を招く可能性もあることに留意が必要です。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86 + 21 - 23233804

Fax : 86 + 21 - 23238800

法務:最近の中国ビジネスにおける商業賄賂の問題 —商業賄賂の基礎知識、対応策などを中心に—

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

市場競争が厳しさを増す中国では、特に社会一般の利益と密接に関わる医療、教育、入札、政府調達といった分野で「商業賄賂」が頻発し、市場経済の健全な発展に大きく影響しているといわれている。その取締りの強化は国際的な潮流となっており、日本でも不正競争防止法の改正によって外国公務員贈賄罪にかかる日本国民の国外犯処罰規定が導入されたように、外国における賄賂行為を犯罪化する動きが顕著である。また、米国も、自国の海外腐敗行為防止法（FCPA）に基づき中国で行われた贈賄行為を処罰する例が最近多数見受けられる。

中国は、国連腐敗防止条約への加盟に伴い、中央紀律検査委員会のほか全国人民代表大会常務委員会法律工作委員会、最高人民法院、最高人民検察院など18の機関が参加する中央商業賄賂取締指導チームを組織し、その他にも国家腐敗予防局を新設するなど、商業賄賂の規制を強化させつつある。これを受けて、一部の業界では外資系企業が関与する商業賄賂の摘発事例が増えており、商業賄賂を疑われた多国籍企業やその中国現地法人・事業会社が調査その他の処分の対象とされ、メディアを賑わす事例も見受けられるようになった。

そこで、本稿では、商業賄賂の基本概念、構成要件、法的責任等について概説したうえで、外資系企業においてとりうる予防・対応策、注意点などを論じるものとした。

II. 商業賄賂とは

中国特有の概念である「商業賄賂」について、必ずしも統一的な定義が存するわけではないが、中でも優れた定義として定評があり、商業賄賂に関する議論で多く引用されているのは、中央商業賄賂取締指導チーム「商業賄賂規制の専門作業における政策の限界の正確な把握に関する意見」¹に定めるものである。それによると、商業賄賂とは、商業活動において公平な競争の原則に反し、金品の授受またはその他の手段を用いて、取引の機会またはその他の経済的利益を提供、取得する行為をいう。

ここにいう「金品」とは、現金や高価な物品のほか、販促費用、宣伝料、協賛金、科学研究費、労務費、コンサルティング料、手数料など種々の名目で支払われる金銭、その他各種費用の精算等の方法で支払われるものをいう。これに対し、「その他の利益」には、旅行、海外視察、住居の提供、低金利・無利息での貸付、就職・異動の機会提供、戸籍・査証取得への協力、親族の不正入学への協力など極めて広範なものが含まれるが、他面において、この要件は、その手段がますます多様化・巧妙化する商業賄賂を捕捉・規制するうえで重要な機能を果たしている。

¹ 2007年5月28日公布・施行。

なお、自然人、単位²のいずれも収賄の行為主体となりうるが、刑事事件において収賄者となりうる自然人には、国家公務員その他公務に従事する人員のほか、国家公務員ではない全ての会社、企業、その他の単位の従業員が含まれる³。他方、刑事事件における贈賄についても、自然人・単位⁴の双方がその行為主体となり、単位による贈賄は、当該単位のみならず、「直接責任を負う管理者」、「その他の直接責任者」としての単位に所属する自然人も処罰される可能性がある。

Ⅲ. 商業賄賂に対する処罰とその取締機関

商業賄賂も賄賂の一種であることから、賄賂に対する罰則は、商業賄賂にも適用されると解される。賄賂の罪を構成する行為については、刑法 163 条～164 条（非国家公務員収賄罪、対非国家公務員贈賄罪）、385 条～393 条（収賄罪、単位収賄罪、影響力利用収賄罪、贈賄罪、対単位贈賄罪、賄賂斡旋罪、単位贈賄罪）等において有期懲役や罰金等の刑罰が定められているが、国家公務員に関する賄賂の罪であって、その情状が特に重大なときは、贈賄者については無期懲役、収賄者については死刑にまでその刑が加重される。

中国刑法は、「多額」の贈収賄のみを犯罪として処罰している。関連する司法解释⁵によると、この「多額」の基準は、以下のとおりである⁶。

類型	贈賄者	収賄者	贈賄罪の立件基準	収賄罪の立件基準
国家公務員・国家机关に関する贈収賄	自然人	国家公務員	1 万元	5000 元
		国家机关	10 万元	10 万元
	単位	国家公務員	20 万元	5000 元
		国家机关		10 万元
非国家公務員に関する贈収賄	自然人	会社、企業	1 万元	5000 元
	単位	関係者等	20 万元	

ところで、収賄者が複数あるとき、又は同一人に対し反復的に贈賄を行ったときは、刑法に定める公訴時効の完成前である限り、たとえ各人への贈賄額、又は毎回の贈賄額が賄賂罪の立件基準に満たなくとも、その累計額が基準に達したとき刑事責任が追及される⁷。他方、この基準に達しない贈収賄であっても、政府工商行政管理機関による取締りの対象となり、1 万～20 万人民币の過料、不法に得た収益・物品の没収等の行政処罰をもって処分されることもある⁸。

なお、商業賄賂によって第三者に与えた損害については、不正競争防止法に基づく賠償をしなければならない⁹。

² 中国語の「単位」は、通常、政府機関、社会团体、企業を含む全ての組織を意味するが、単位収賄罪という単位は、政府機関、国有公司・企業、事業単位、人民団体のみをいい、民間機関・企業は含まれない。

³ 商業賄賂に関する行政処罰は、現時点で個人をその対象としていない。

⁴ 単位贈賄罪という単位には、一般的な意義における単位、すなわちすべての単位が含まれる。

⁵ すなわち、「公安機関が管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する最高人民検察院、公安部の規定（二）」（2010 年 5 月 7 日公布・施行）、「贈賄罪立件基準に関する最高人民検察院の規定」（2000 年 12 月 22 日公布・施行）、「人民検察院が直接受理・立件・捜査する事件の立件基準に関する最高人民検察院の規定（試行）」（1999 年 9 月 16 日公布・施行）など。

⁶ もっとも、本表に掲げる基準に満たなくとも、法定の要件に該当すれば訴追される。

⁷ 「贈賄刑事事件の取扱いにおける法律の具体的運用に係る若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」（2012 年 12 月 16 日公布、2013 年 1 月 1 日施行）5 条。

⁸ 「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」（1996 年 11 月 15 日公布・施行）9 条。

⁹ 不正競争防止法 20 条 1 項。

中国において、商業賄賂の規制・取締りは、それが行政法上の違法行為であれば主に工商行政管理機関などの行政機関が、刑事犯罪であれば公安、検察、人民法院（裁判所）といった司法機関がその任務を負うものとされている。後者に関し、公安は非国家公務員の商業賄賂にかかる犯罪行為、検察は国家公務員の商業賄賂にかかる犯罪行為の捜査を行う。

最近、最高人民法院と最高人民検察院との共同公布にかかる司法解釈¹⁰によって贈賄犯罪に関する規定がさらに明確化された。このことから、司法機関が贈賄罪をいかに重視しているか窺い知ることができる。

IV. 実務上の諸問題

本章では、外資系企業が日常経営において遭遇することの多い商業賄賂の諸問題について論ずるものとした。

(1) リベートと割引

「リベート」とは、商品を販売する際に、帳簿に記載せず、黙示的に現金、物品またはその他の方法により、相手方である単位・自然人に対し、一定の比率で商品の対価を返金することをいう。このような行為は、商業賄賂として処罰されうる。ここにいう「帳簿不記載、黙示的」とは、法に基づいて作成する経営又は行政事業の収支を記載する財務帳簿に、財務会計制度の規定に従った明確かつ事実どおりの記載を行わないことをいい、これには財務帳簿への記載をしないこと、別の財務帳簿に繰り入れること、虚偽の帳簿を作成することなどが含まれる¹¹。

これに対し、商品の販売に際し、明示的に、かつ、事実を則して帳簿に記載して、相手方に価格上の優遇を与える「割引」であれば合法と評価され、処罰の対象とはならない¹²。これには、対価支払時にその場で総額から一定比率で値引きするケース、対価をすべて支払った後に一定比率で返金するケース、これら2つの形式がある。

リベートと割引を比較したとき、前者は「無記帳、黙示」を本質的な特徴とするのに対し、後者のそれは「事実を則した記帳、明示」に存する。したがって、割引と称する返金であっても、「無記帳、黙示」の性質を備えていれば商業賄賂と認定されうる。

なお、財務帳簿への記載をしても、記載方法を誤ったために商業賄賂と判断されてしまう可能性が皆無ではないゆえ、慎重を期するため、財務帳簿の記載方法を正確に確認することが望ましい。

(2) 贈答

贈答は日中共通の伝統文化であり、中国は日本以上にこれを重んじている。中国法は、社会的に相当な範囲の贈答まで禁止していないが、贈答を口実とした贈収賄は許されない。

¹⁰ 前注7参照。

¹¹ 「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」5条。

¹² 「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」6条。

違法な賄賂と合法的な贈答との限界について、「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検察院の意見」¹³によると、次に掲げる要素に基づき総合的・全面的に判断するものとされている。

- ①金品授受の背景。例えば、親戚・友人関係の有無、これまでの交際の状況・程度等
- ②授受された金品の価値
- ③金品收受の理由（職務の依頼の有無）・時期・方法
- ④收受者が職務上の便宜を利用して供与者のために行う図利行為の有無

(3) 飲食、研修（旅行）

飲食の提供にとどまり、別途金品の授受を全く行わない場合に関し、理論上の検討はともかく、今までの実務において、飲食の接待のみを理由に刑事処罰された事例はあまり聞いたことがない。もっとも、その飲食の機会に金品の授受がなされていれば、その飲食の提供自体も合わせて違法評価の対象となりうる。したがって、飲食接待の際に、あまりにも豪華な料理の提供、その費用負担に加えて、高額な物品の供与や、カラオケ、サウナ等の娯楽サービスの提供をすると、社会的相当性を逸脱するものと評価されるリスクが高まるゆえ、高額すぎない飲食のみにとどめるべきである。

他方、旅行費用は、商業賄賂の成立要件たる金品に該当すると明確に定められている¹⁴。それゆえ、研修や視察等の名目であっても旅行費用を負担することはできず、また、研修期間中においては違法な、又はデリケートな場所への立入り、違法活動への関与をしないよう注意しなければならない。

(4) 手数料

商品の売買に際して仲介を依頼しその手数料を支払うときは、依頼者、仲介者いずれも事実上則した帳簿記載をしなければならない。その他にも、仲介者が相当な事業資格を有すること、実際に仲介行為があったこと、手数料の金額に合理性があること、手数料の授受に関する証票の発行がなされること等に注意する必要がある。

(5) 協賛

協賛としての金品供与であっても、それを通じ取引の機会、優待条件、その他の経済的利益を得ると商業賄賂となる。実務上、公益を目的としたものであれば問題ないが、取引の機会を得るための協賛であれば問題となる。また、取引先の個人を対象とする商業的な協賛行為であればさらにリスクが高くなる。注意すべきは、協賛金供与と取引との間にいかなる直接・間接的な関係もあってはならず、商品の購入・使用を協賛の条件とすること、協賛行為により取引商品の数・価格に影響を与えることをしてはならない。また、事前に協賛契約を締結しておくとともに、協賛金拠出につき事実どおりに帳簿記載する必要がある。

¹³ 2008年11月20日公布・施行。

¹⁴ 「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検察院の意見」7条

(6) 従業員、代理店の行為

従業員、代理店が商業賄賂を手段として行った商品販売について、自社の代理店、従業員等が取引相手に対して不当な利益を供与することを知っていたときは、具体的な事情に応じ、会社の行為とみなされ、責任を問われるおそれがある。

代理店による贈賄行為を防止する方法の一つとしては、代理店契約において、顧客に対する贈賄行為を厳しく禁じ、贈賄を行ったときは代理店がその全責任を負う旨の条項を定めることが考えられる。代理店による贈賄行為を知ったときは、その是正を求める書面を直ちに送付し、それでも効果がないときは、契約の解除を検討すべきである。

(7) 財務帳簿の取扱い

企業会計規則等の財務管理規定のほか、社内規則に従い、すべての入出金を事実どおり記帳することが前提となるが、帳簿は商業賄賂調査事件の端緒となることも多いゆえ、関係当局から疑いの目を向けられないよう、記帳内容の真実性、正確性、完全性等にも注意する必要がある。

V. 企業における商業賄賂の防止・対応策

(1) 情報収集

商業賄賂の防止にあたっては、まず商業賄賂に関する法律知識をどのように把握するかが重要な問題となろう。

最も基本的な方法は、もちろん法律書・法律専門誌であるが、インターネットで各政府機関の公式サイトや、法的サービス専門サイトを利用するのも便利である。また、新法令の公布後には、立法担当者や弁護士が講師としてその解説を行う講演会・セミナーが開催されることが多く、これに参加すれば重要な情報を容易に入手しうる。これらの方法を通じ、商業賄賂に関する法令を全般的に広く把握した後、その重要性に基づいて法令を分類しておけば、発見された問題のうち重大なものから効率的に対処しうると思われる。商業賄賂の防止策・対応策の検討にあたっては、他社の事例の研究、同業他社との意見交換も有益な手段となる。

また、法規定のみならず、実務の運用を知ることも不可欠となり、そのためには、商業賄賂の実務に関して経験豊富な弁護士等の専門家の協力を仰ぐこと、事情によっては関係政府機関・団体等への照会を行うことも必要となろう。

(2) 社内ルールの整備

商業賄賂は、中国でビジネスを展開する外資系企業にとって、決して他人事ではない問題であり、現に贈賄の嫌疑でその従業員が逮捕・起訴された事例が発生している。

外資系企業は、まず、商業賄賂の日常的な防止策に注力しなければならない。たとえば、コンプライアンス体制の確立・改善、会社定款や社内規則における商業賄賂禁止規定の制定、従業員に対する商業賄賂、その他の接待、贈答をめぐる法令違反行為の禁止などが挙げられるが、自社従業員のほか代理店、子会社等の外部関係者を対象に商業賄賂防止教育を定期的に行うことも重要である。

また、内部調査により、商業賄賂の事実や関連する問題を発見し、適時に是正することも不可欠である。商業賄賂が疑われる行為が発覚したときは、その証拠を確保したうえで、弁護士など専門家の援助の下、商業賄賂成立の可能性やその法的な帰結を予想・判断し、会社が受けうる影響に応じて対策を検討する必要がある、従業員が賄賂供与を強要されていた場合には、告発の是非についても考えなければならない。

さらに、従業員が対外的な業務のために行う費用負担については、事前に会社の許可をとり、事後に会社の審査を受ける制度を確立することが必要となろう。

商業賄賂の疑いを抱いた行政機関、司法機関が調査・捜査を行うにあたり、対象者は、これに協力する法的義務を負う。このとき、会社としては、できる限り事実の把握に努めるとともに、関与した従業員その他の者との関係を整理し、会社の利益・信用を最大限に保護することを重視しつつ、どのように関係機関に対応し、証拠資料を提供するべきかといった点につき判断する必要がある。会社が追及される責任を予測したうえで適切な対応策を策定し、法に基づき真正面から対応することが推奨される。

(3) 政府機関への対応法

中国でビジネスを行うためには種々の許認可が必要となるため、企業が政府機関、関連団体等と接触する場面が不可避となる。

政府機関の担当者とは、日頃の業務に関する相談等によって常に正当な連絡を保つ必要があり、時には業務外の話題で語り合うなど人間としての正常な交流も重要となる。単なる人脈の形成にとどまらず、担当者の立場で考える視点も得られれば、政府機関の管理・運営方法を正しく理解できるようになる。前述のとおり、贈答の習慣は、中国法において、それが社会的に相当な範囲にある限り禁止されないが、一步間違えれば商業賄賂と認定される可能性が出てくるゆえ油断は禁物である。

対外公務活動における贈答品の供与及び收受に関する国務院の規定によると、国家公務員が対外（国外）公務において收受した贈答品の価格が200人民元以下であれば、一定の条件の下でそれを保有し、使用することができるのに対し、謝礼金、有価証券については、すべて拒絶しなければならないとされているゆえ、外国企業としては、これらの供与を避けなければならない。他方、公務員が中国国内の公務において收受しうる贈答品については、国務院及び各部門の公務員に対し、「国務院作業規則」53条¹⁵では、国務院及び各部門の公務での接待を規範化し、公金で贈答品を贈ることや宴会の開催を禁止したほか、地方からの贈答品を受け取ることや宴会への参加

¹⁵ 2013年3月23日公布・施行。

も禁止している。地方の公務員に対しては、国務院の規定に明確な定めは存しないが、実務上、中国の紀律検査監督機関は、先述の対外公務における贈答品の価格基準に照らし判断するものと考えられる。したがって、企業が政府担当者等の公務員と交流するにあたっては、先述の国務院の規定に従うのが無難であろう。

VI. 終わりに

「商業賄賂」は、グローバルに事業を展開する企業にとって避けて通れない問題となっており、英米をはじめとする諸外国が外国公務員への贈賄摘発を活発化させるなど、近年、汚職防止は世界共通の課題といえるが、国連腐敗防止条約に加盟した中国も、刑法改正など商業賄賂の規制をますます強化させている。日系企業に対しても、商業賄賂にかかる調査・捜査が行われ、企業が行政処分や刑事罰に処せられるだけでなく、従業員が実刑判決を受けるケースが発生している。

それゆえ、中国事業を展開する外資系企業は、商業賄賂に関する法制度を十分に理解したうえ、他社の事例も参考に、その予防・対応策の確立に向けて真剣に取り組むことが必要となっている。本稿がそのために少しでも役立てば幸いである。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所 :

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区宋華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園104楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯重大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。